

第102期

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ディスクロージャー誌 業務のご報告





皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も千葉信用金庫の考え方や経営方針ならびに業績などを皆様にご理解いただくため、第102期ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて千葉信用金庫に対する一層のご信頼を賜ることができましたら幸いに存じます。

令和6年度の日本経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、日経平均株価は史上最高値を更新、インバウンド需要の拡大で訪日外客数が過去最高を更新するなど前向きな動きが見られました。一方で、円安や人手不足、海外経済の減速などの影響で地域経済にとって厳しい状況も見られました。

このような状況下、私どもは10年後の当金庫が目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」の実現に向けた最終計画として策定した第8次中期経営計画の初年度として「顧客基盤の拡充」「人材力の強化」「リスク管理態

勢の強化」の3つの柱を掲げ、地域社会やお客様の「ベストパートナー金融機関」となるべく、役職員一丸となって取り組みました。

昨年6月、当金庫は創立100周年を迎えました。これもひとえに、会員様をはじめとする地域の皆様からの温かいご支援とご愛顧の賜物であり、役職員一同、心より感謝申し上げます。

次の100年に向けて、令和7年度は新たなスタートの年度となります。今後もお客様への感謝の気持ちを忘れずに、課題解決活動や金融支援等をご提供するとともに、地域のお客様にとって利便性の高い金融サービスを提供することで、これまで以上に地域の皆様との絆を深めながら、地域社会にとってなくてはならない「ベストパートナー金融機関」を目指していく所存です。

末筆ではございますが、皆様の一層のご発展を心より御祈念申し上げますとともに、倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年7月

理事長

宮澤 英男

千葉信用金庫 理念

私たちの使命

ともに歩む。

地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます。
地域の人々の、豊かな明日を築くお手伝いをします。

私たちの経営

たしかな明日へ。

先進性と健全さをあわせ持った経営で、心のこもったサービスを提供します。
人を活かし福祉の充実をはかって、働きがいのある職場をつくれます。

私たちの行動

誇りを持ってはつらつと。

常に能力を磨き、より高い目標にチャレンジします。
誠意と熱意あふれる行動で、お客さまの信頼と期待に応えます。

プロフィール (令和7年3月末現在)

設立	大正13年6月4日
本店所在地	千葉市中央区中央2丁目4番1号
出資金	17,858百万円
預金残高	1,132,277百万円
貸出金残高	611,616百万円
店舗数	49店舗
職員数	739名



営業区域

千葉県千葉市、木更津市、成田市、習志野市、市原市、船橋市、市川市、松戸市、佐倉市、八千代市、東金市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、茂原市、君津市、袖ケ浦市、八街市、印西市、香取市、館山市、鴨川市、富津市、我孫子市、柏市、流山市、白井市、富里市、山武市、旭市(旧香取郡干潟町に限る)、南房総市、大網白里市、印旛郡、山武郡(横芝光町は、旧横芝町に限る)、長生郡、香取郡、安房郡、夷隅郡大多喜町、茨城県取手市(旧取手市に限る)、稲敷市(旧稲敷郡東町に限る)、北相馬郡、稲敷郡河内町

C O N T E N T S

- 1 ごあいさつ
 - 2 千葉信用金庫 理念／プロフィール
 - 3 地域社会と千葉信用金庫
 - 4 令和6年度の事業概要
 - 8 千葉信用金庫ビジョン／第8次中期経営計画
 - 10 総代会制度
 - 13 千葉信用金庫の組織
 - 14 TOPICS
 - 15 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況
 - 19 創立100周年記念事業
 - 21 内部管理基本方針
 - 31 商品・サービス
 - 33 店舗一覧／店舗外ATMコーナー
 - 35 あゆみ
- 【資料編】
- 37 財務諸表
 - 43 経営指標
 - 46 業務報告
 - 53 連結情報
 - 60 自己資本の充実の状況等について
 - 82 役職員の報酬体系に関する事項

当ディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条にもとづいて作成しております。計数は原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

地域社会と千葉信用金庫

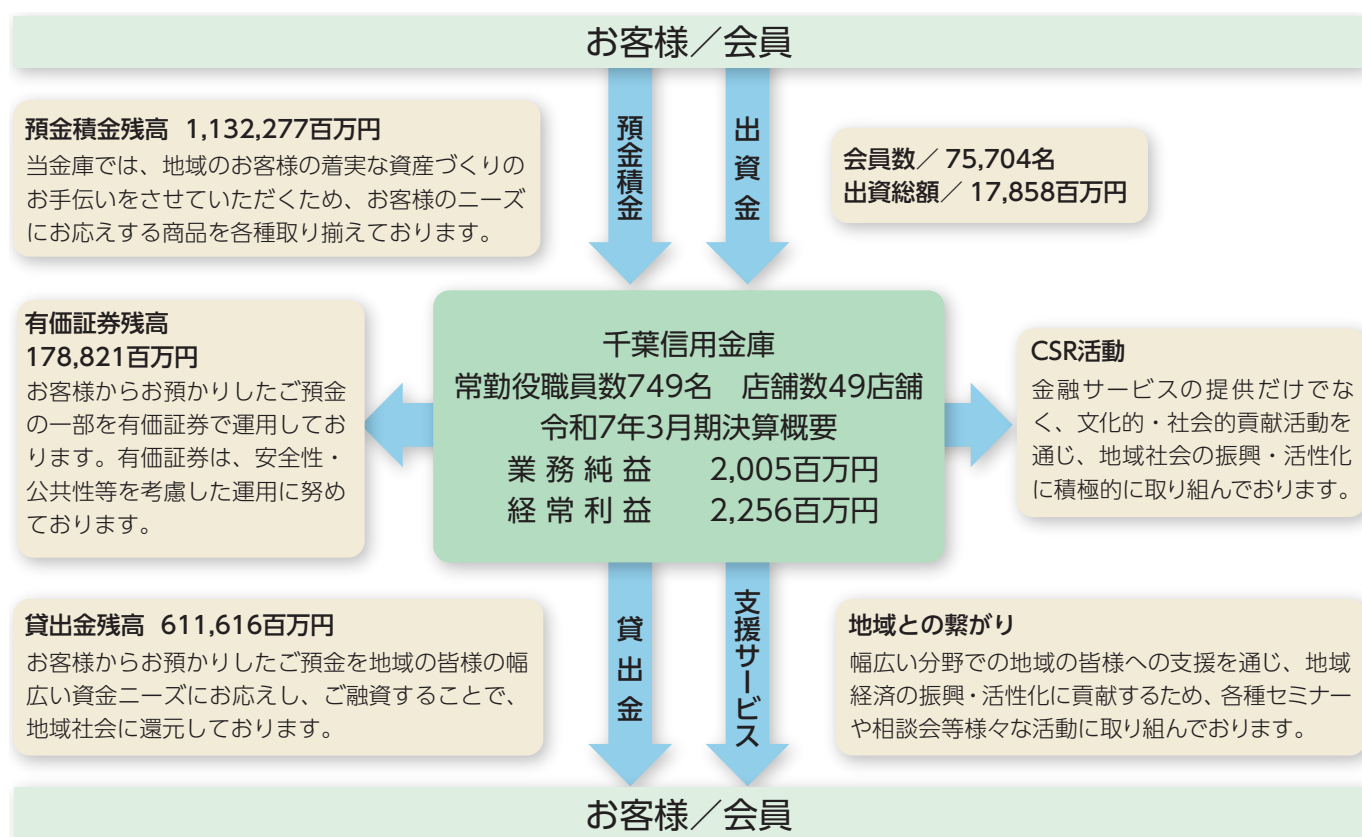


地域社会と千葉信用金庫

千葉信用金庫は、地域の中小企業の皆様や地域にお住まいの皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

地域のお客様からお預かりした大切な預金積金は、地域で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



令和6年度の事業概要



当金庫は、平成30年4月に、10年後の当金庫のあるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、その実現に向けて中期経営計画を策定し取り組んでいます。

令和6年度は、「千葉信用金庫ビジョン」達成に向けての最終計画にあたる第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」を策定しました。本計画の目指すべき方向性として「顧客基盤の拡充」、「人財力の強化」、「リスク管理態勢の強化」を計画の柱とし、計画達成に向けて役員一丸となって取り組んでいます。

顧客基盤の拡充

今まで取り組んできた本業支援活動に更なる磨きをかけ、お客様の期待を上回る、より精度の高い本業支援を実践することで、新たなお客様増加と併せ、既に取引をいただいているお客様の満足度を高める活動に努めてまいりました。

法人融資取引先は、前期比228先増加の6,861先となりました。令和4年度から始まった当金庫のお取引先同士をつなぐ庫内ビジネスマッチングサービスである「ちばしんきんビジネスマッチングサービス」は、令和6年度におけるマッチング情報の成約件数は、昨年度を上回る199件となり、200件の大台にあと一步となる実績を上げることができました。今後もお客様の課題を深堀し、お客様同士を繋ぐ仲介機能を強化することにより、お客様満足度の向上を図ってまいります。

また、若年層取引の拡大を図るべく令和5年12月より取扱いを開始した「千葉信用金庫アプリ」は、令和6年12月より普通預金の新規口座開設機能が追加され、お客様サービスの拡充に努めています。

人財力の強化

社会環境が目まぐるしく変化する中、多様化するお客様のニーズ、課題を正確に把握し、お客様を第一に考えた解決策を素早く提案できる人財の育成を図るとともに、職員の誰もが能力をフルに発揮でき、満足感が得られる

職場環境の構築を目指しています。

令和6年度は、昨年度に引き続き、階層別研修を実施、人間力を高める内容を取り入れ、知識や技術だけでなく、コミュニケーションスキル、感情的知性、問題解決能力の向上を図るべくグループワーク中心の研修を行いました。人事制度に関しては、マネジメント面の定性評価を反映させるため、エリア長や営業店の管理職を対象にプロセス評価を取り入れました。業績の評価だけでなく、結果にいたるプロセスも評価に加えることで、誰もが納得感を得られる人事評価制度を構築し、職員満足度の向上を図っています。

リスク管理態勢の強化

質の高い金融仲介機能の発揮は、強靱なリスク管理が備わって実現するものであり、現在、あらゆるリスクの低減や回避の手法を検討し、リスク管理態勢の高度化を図っています。

信用リスクに関しては、本部で融資事故発生原因の傾向分析を行い、分析結果を営業店に還元し、注意喚起を行うことにより、信用リスクへの意識を高めています。

市場リスクに関しては、マーケット環境に応じたシナリオの見直しや有価証券のメンテナンスを行うことにより、リスク管理の徹底を図っています。

流動性リスクに関しては、高い流動性を持たせた資金繰り管理を行うとともに、日本銀行の金融政策の変更に対応したポートフォリオの構築を行うことにより、流動性リスクへの対応強化を図っています。

レピュテーションリスクに関しては、定期的にSNS等をチェックし風評の把握に努め、不測の事態に早期に対処できる体制構築を目指しています。

オペレーショナルリスクに関しては、各リスクカテゴリー毎のリスク認識を「オペレーショナルリスク管理プログラム」に纏め、各種リスク管理の強化を図っています。

主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 社債受託業務

担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託に関する業務を行っております。

6. 附帯業務

(1) 代理業務

イ. 日本銀行代理店、日本銀行歳入代理店

ロ. 地方公共団体の公金取扱業務

ハ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ニ. 株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務

ホ. 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務

(2) 保護預りおよび貸金庫業務

(3) 有価証券の貸付・売買

(4) 債務の保証

(5) 公共債の引受

(6) 国債等公共債および投資信託の窓口販売

(7) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）

(8) 電子債権記録業に係る業務

(9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

令和6年度の主な業績

令和6年度の主な業績

預金

預金につきましては、年金振込口座等の推進を積極的に行うも、個人の貯蓄から投資への動きや相続預金の流失、消費活動の活発化による個人預金の減少および地公体預金の減少により、令和7年3月期の預金積金残高は、前期比70億円の減少となる1兆1,322億円となりました。

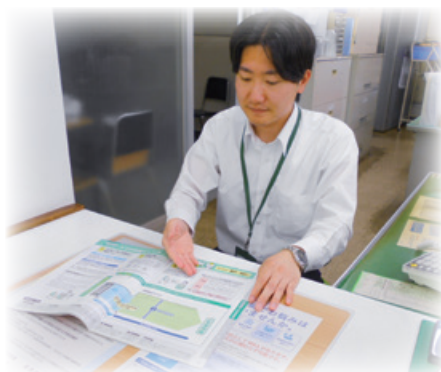
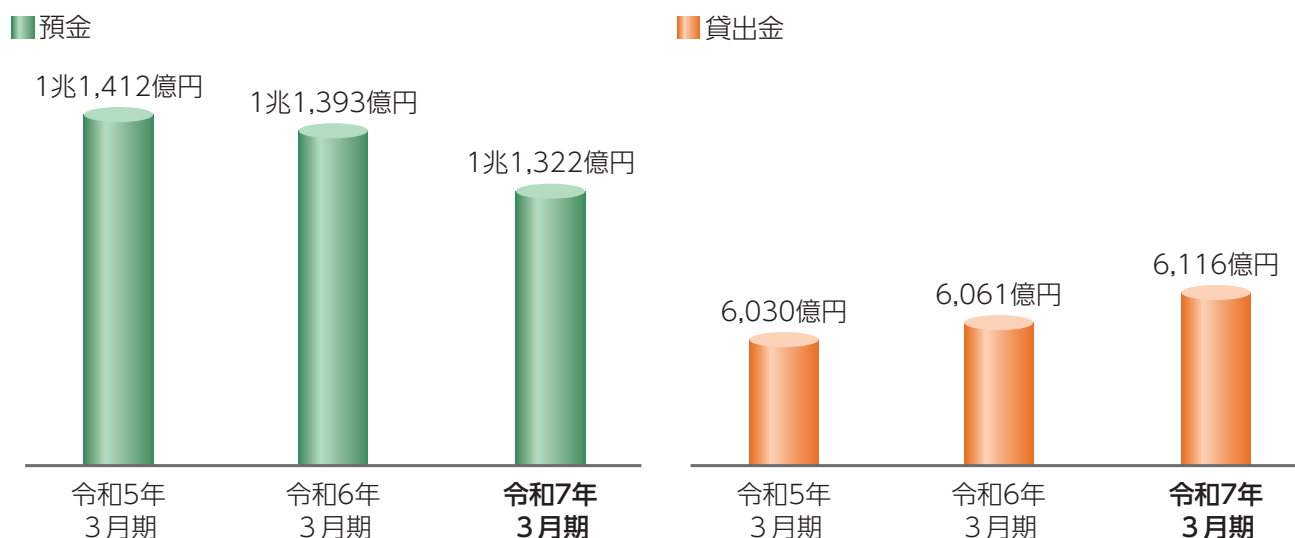
<預金者別預金残高>

(単位：百万円)

	第100期 (令和5年3月31日)		第101期 (令和6年3月31日)		第102期 (令和7年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
個人	921,772	80.7%	920,440	80.7%	908,725	80.2%
法人	219,433	19.2%	218,926	19.2%	223,552	19.7%
一般法人	192,855	16.8%	195,321	17.1%	202,047	17.8%
金融機関	64	0.0%	52	0.0%	68	0.0%
公金	26,512	2.3%	23,552	2.0%	21,436	1.8%
合計	1,141,205	100.0%	1,139,367	100.0%	1,132,277	100.0%

貸出金

貸出金につきましては、「ちばしんビジネスサポートローン」等事業性融資の推進を積極的に行った結果、令和7年3月期の貸出金残高は前期比54億円増加の6,116億円となりました。





<貸出金業種別内訳>

(単位：百万円)

	第100期 (令和5年3月31日)			第101期 (令和6年3月31日)			第102期 (令和7年3月31日)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	504	18,108	3.0%	493	18,493	3.0%	484	16,587	2.7%
農業、林業	32	327	0.0%	31	356	0.0%	24	295	0.0%
漁業	2	10	0.0%	2	7	0.0%	2	5	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	8	257	0.0%	8	230	0.0%	7	137	0.0%
建設業	2,341	65,114	10.7%	2,387	63,935	10.5%	2,482	64,718	10.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	25	672	0.1%	29	1,048	0.1%	30	979	0.1%
情報通信業	41	837	0.1%	46	1,019	0.1%	47	1,010	0.1%
運輸業、郵便業	286	16,179	2.6%	291	16,061	2.6%	304	15,759	2.5%
卸売業、小売業	1,474	47,608	7.8%	1,499	47,059	7.7%	1,547	48,525	7.9%
金融業、保険業	42	21,082	3.4%	45	22,090	3.6%	46	26,759	4.3%
不動産業	1,608	134,631	22.3%	1,641	136,635	22.5%	1,655	135,716	22.1%
物品賃貸業	36	3,689	0.6%	37	3,799	0.6%	40	5,449	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	69	1,187	0.1%	68	1,054	0.1%	69	1,026	0.1%
宿泊業	33	1,906	0.3%	35	1,839	0.3%	33	1,942	0.3%
飲食業	512	7,254	1.2%	500	6,481	1.0%	503	6,656	1.0%
生活関連サービス業、娯楽業	335	6,011	0.9%	330	5,557	0.9%	337	5,800	0.9%
教育、学習支援業	63	1,798	0.2%	66	1,740	0.2%	64	1,482	0.2%
医療、福祉	179	12,263	2.0%	187	12,361	2.0%	197	12,007	1.9%
その他のサービス	1,005	23,734	3.9%	1,034	23,032	3.7%	1,086	23,986	3.9%
小計	8,595	362,674	60.1%	8,729	362,805	59.8%	8,957	368,847	60.3%
地方公共団体	26	36,595	6.0%	28	38,914	6.4%	30	40,176	6.5%
個人（住宅・消費等）	26,240	203,736	33.7%	25,527	204,422	33.7%	24,956	202,592	33.1%
合計	34,861	603,007	100.0%	34,284	606,142	100.0%	33,943	611,616	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<住宅ローン・消費者ローン残高>

(単位：百万円)

	第100期 (令和5年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
	金額	金額	金額
住宅ローン残高	175,737	176,244	173,548
消費者ローン残高	23,399	23,953	25,442



令和6年度の主な業績



損益状況

損益状況につきましては、令和7年3月期の経常収益は148億円を計上、信用コストの減少等により当期純利益は19億円となりました。

なお、金融機関の本業の利益を示すコア業務純益は28億円を計上しており、安定した収益力を確保しております。

<直近5年間の主要な経営指標の推移>

(単位：百万円)

	第98期 (令和3年3月31日)	第99期 (令和4年3月31日)	第100期 (令和5年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
経常収益	14,165	13,512	15,240	14,331	14,807
経常利益	2,525	2,132	2,325	△945	2,256
当期純利益	2,267	1,877	2,381	△1,510	1,923
出資総額	18,491	18,345	18,209	18,040	17,858
普通出資金	8,491	8,345	8,209	8,040	7,858
優先出資金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
出資総口数	229,827,800口	211,908,460口	199,180,110口	195,800,485口	192,177,805口
普通出資金	169,827,800口	166,908,460口	164,180,110口	160,800,485口	157,177,805口
優先出資金	60,000,000口	45,000,000口	35,000,000口	35,000,000口	35,000,000口
純資産額	41,920	36,306	27,759	25,286	20,438
総資産額	1,192,540	1,192,757	1,175,320	1,170,347	1,158,192
預金積金残高	1,135,071	1,140,972	1,141,205	1,139,367	1,132,277
貸出金残高	599,943	598,502	603,007	606,142	611,616
有価証券残高	268,482	276,554	240,443	157,417	178,821
単体自己資本比率	8.42%	8.15%	8.12%	7.56%	7.93%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	192 0円83銭	163 0円77銭	144 0円72銭	— —	— —
普通出資金 (出資1口当たり)	84 0円49銭	82 0円49銭	81 0円49銭	— —	— —
優先出資金 (出資1口当たり)	108 1円80銭	81 1円80銭	63 1円80銭	— —	— —
役員数	14名	14名	14名	14名	15名
うち常勤役員数	9名	9名	9名	9名	10名
職員数	798名	794名	773名	763名	739名
会員数	78,821名	78,074名	77,428名	76,475名	75,704名

※第99期に優先出資60,000,000口のうち15,000,000口の一部買入消却を実施しました。

※第100期に優先出資45,000,000口のうち10,000,000口の一部買入消却を実施しました。

当金庫が対応すべき課題

当金庫を取り巻く経営環境は、原材料価格の高騰や人手不足等、依然として地域経済にとっては厳しい側面も見られます。

どのような環境下であろうとも、当金庫が果たすべき役割は「地域に根差した金融機関として、お客様や地域が抱える課題の解決に尽力し、地域社会とともに歩み、経済・文化の発展に寄与する」ということには変わりはありません。

これからも当金庫とお取引をいただいている中小企業が多岐に亘る経営諸課題や個人のお客様のライフステージに応じた多様なニーズの一つ一つに対し、常にお客様に寄り添った対応を心掛けることにより、お客様との間に長期的な信頼関係を築き、そこから得られるお客様の情報を蓄積し、その情報を基に、金融・非金融サービスを提案していくことが、地域社会、地域のお客様とともに歩むことを不変の理念として掲げる当金庫の原理・原則であると捉えています。

現在、当金庫の目指すべき姿を描いた「千葉信用金庫ビジョン」の達成に向け、令和6年度から第8次中期経営計画「未来は今、この瞬間から」を策定し取り組んでいるところです。

千葉信用金庫ビジョンおよび第8次中期経営計画については次ページをご覧ください。



金庫理念を踏まえ、平成30年4月に10年後を見据えた千葉信用金庫のあるべき姿として「千葉信用金庫ビジョン」を掲げ、到達すべき将来像として目指しております。

千葉信用金庫ビジョン

- (1) 地域社会やお客様との絆により選ばれる信用金庫
- (2) 総合力を発揮し、お客様の期待に応える営業体制
- (3) やる気と活力に溢れた、魅力ある金庫職員
- (4) 安定した収益力と、リスク耐性の高い経営基盤
- (5) チャレンジや変革を恐れない、ポジティブな組織

第8次中期経営計画

千葉信用金庫は、「千葉信用金庫ビジョン」を実現するために、第8次中期経営計画を策定し、役職員一丸となって取り組んでおります。

○計画名称

「未来は今、この瞬間から」

○計画期間

4年間（令和6年4月1日～令和10年3月31日）

1. 基本方針

第8次中期経営計画では、安定した顧客基盤を築くべく課題解決活動の深化を主体に取り組み、「営業力の強化」、「組織力の強化」をさらに深化させてまいります。また、外部環境の変化にも耐えうるリスク管理にも目を向け、堅固な財務体質の構築を図り、安定的収益力と持続可能な経営基盤の強化に繋げ、「千葉信用金庫ビジョン」の達成を目指してまいります。

第8次中期経営計画 基本方針

【3つの柱】

- I. 顧客基盤の拡充
- II. 人財力の強化
- III. リスク管理態勢の強化



I. 顧客基盤の拡充

お客様の期待を超える課題解決活動を実践し、顧客サービスの充実を図ってまいります。併せて、業務の効率化や地域特性を考慮した店舗運営を行い、営業力を強化し、顧客基盤の拡充を目指します。

- ①課題解決型営業の深化
- ②既存顧客の取引種類の拡大および純新規顧客の獲得
- ③業務効率化や店舗運営形態の見直しによる持続可能な組織体制の構築

II. 人財力の強化

多様化するお客様のニーズ、課題を正確に把握し、お客様を第一に考えた解決策をお客様が気付く前に提案できるレベルの人財の育成を図るとともに、職員の誰もが能力を最大限活かせる働きやすい職場環境の構築を目指します。

- ①性差なき人財の活躍
- ②成長へのモチベーションを喚起できる教育訓練の実施
- ③働きやすい職場づくり
- ④積極的なチャレンジを促進する仕組みの構築

III. リスク管理態勢の強化

内外環境を考慮のうえ、方針、内部規定、組織体制、リスク低減等を検討し、リスク管理態勢の高度化を図ることにより、想定困難な事象にも耐えうる堅牢な経営基盤の構築を目指します。

各種リスクへの対応

- ①信用リスク
- ②市場リスク
- ③流動性リスク
- ④レピュテーションリスク
- ⑤オペレーションリスク

2. 意識的に取り組む事項

「千葉信用金庫ビジョン」の策定時には顕在化していなかった様々な変化や課題に対して適切に対応していくため、以下の項目について意識的に取り組んでまいります。

- ▶SDGs・ESG
- ▶GX 等

3. 内部管理態勢全般の強化

「千葉信用金庫ビジョン」では、当金庫が存続していくうえで欠かすことができない経営の土台となるべく普遍的な要素として、内部管理態勢全般の強化を掲げております。

第8次中期経営計画においても、盤石な内部管理態勢を構築するため、重要課題として取り組んでまいります。



総代会制度



信用金庫は、株式会社の銀行とは異なり会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は、出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。

しかし、実際は会員数が大変多いことから、全ての会員が参加する総会の開催は不可能です。そこで、当金庫では会員の総意を代表する総代を地区ごとに選考し、総代による総代会制度を採用しております。

総代会は、決算事項の承認、定款変更、理事・監事・総代選考委員の選任等の重要事項を決議する当金庫の最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されますよう、会員の中から適正な手続きを経て選任された総代により運営されております。

当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務を通じて会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代の任期・定数

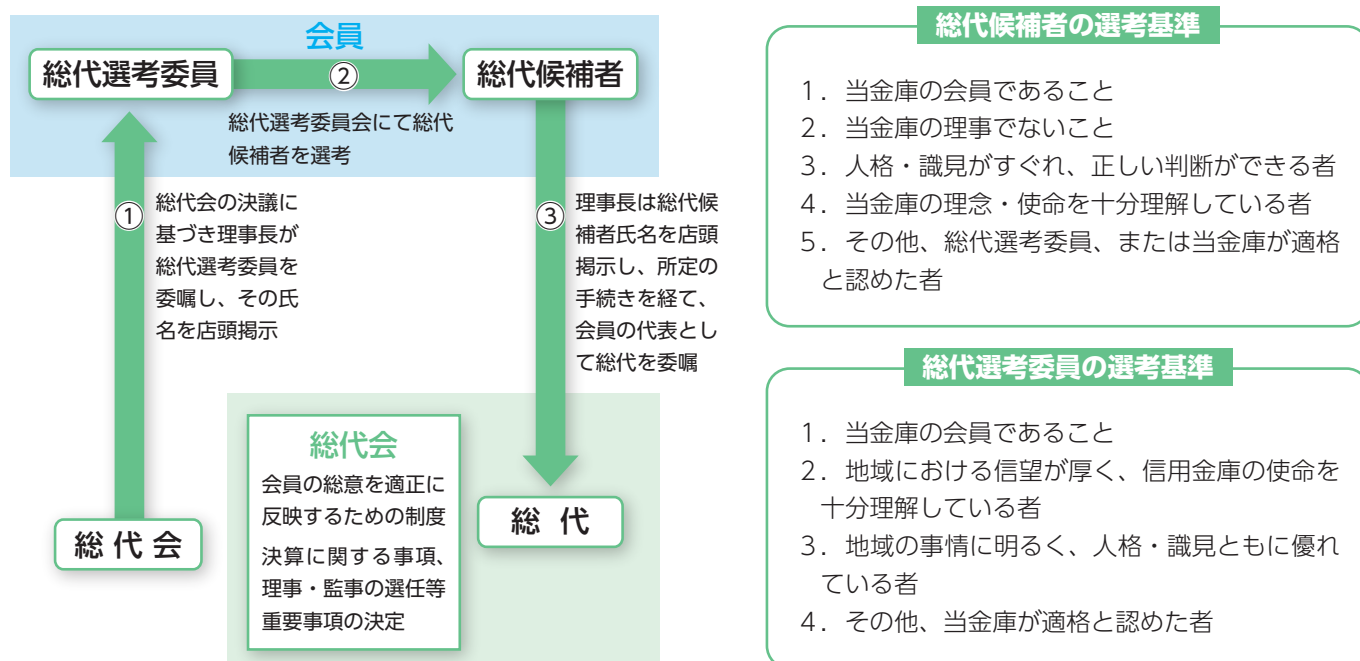
1. 総代の任期は3年です。
2. 総代の定年は75歳としています。ただし、任期中に定年を迎えた場合、任期満了をもって定年とします。
3. 総代の定数は120人以上150人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
4. 令和7年6月末現在の総代数は141名で会員数は75,782名です。

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫の総代の選考は「総代選考規程」に基づいて次の3つの手続きを経て選任されます。

1. 会員の中から総代選考委員を選任する。
2. 総代選考委員が総代候補者を選考する。
3. 総代候補者を会員が信認する。

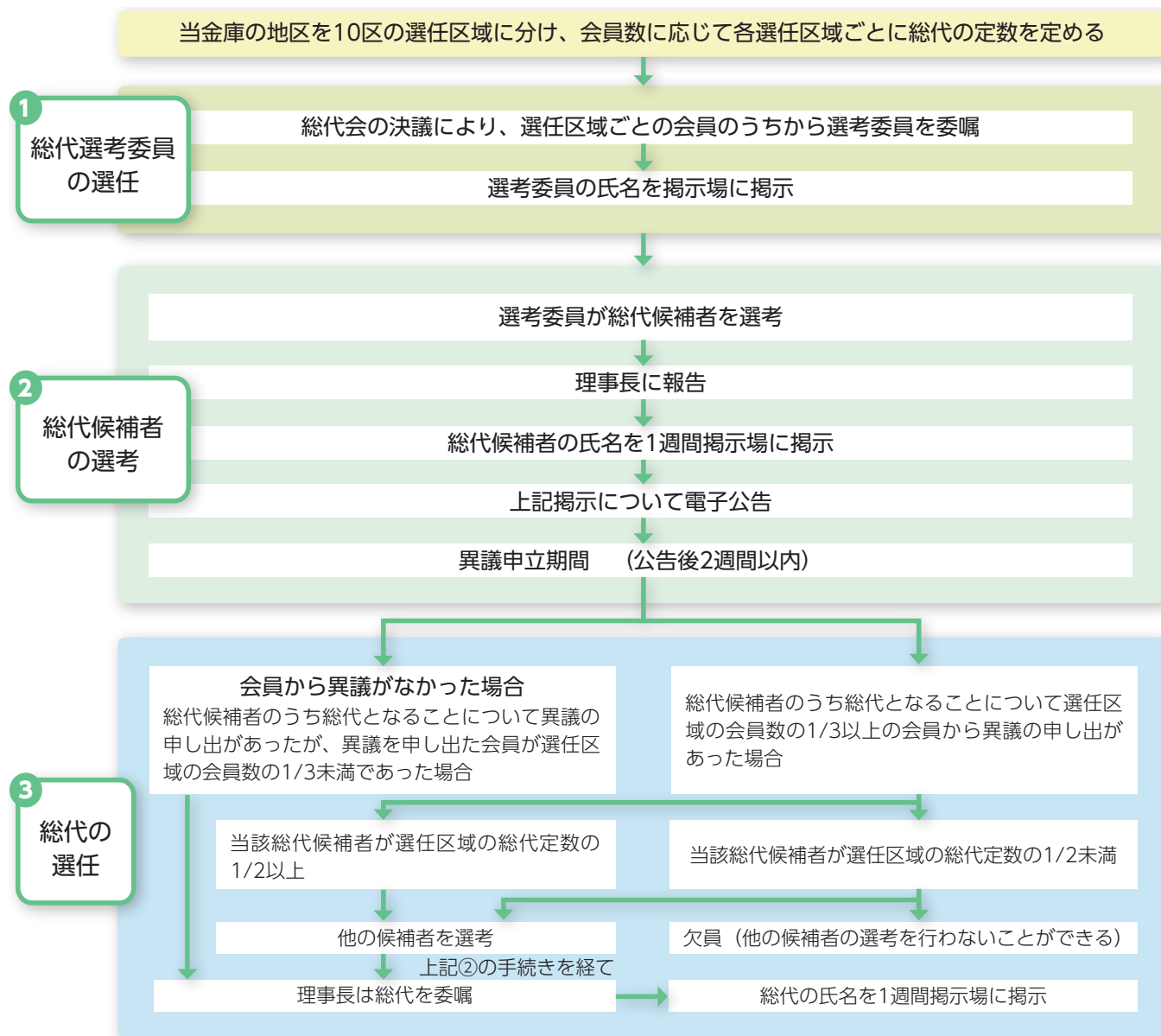
総代会の仕組み



総代会制度

総代会制度

総代が選任されるまでの手続き



第102回通常総代会の報告・決議事項

令和7年6月18日に開催された第102回通常総代会において、次の事項が付議され原案どおり承認されました。

□報告事項

第102期 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書の報告の件

□決議事項

第1号議案 第102期 (令和6年度) 剰余金処分案承認の件
第2号議案 総代候補者選考委員の選任の件
第3号議案 出資会員除名の件





総代の氏名等

選任区域	人数	氏名
第1区	25名	植草 裕一⑥、加賀 一明④、鈴木 吉晴⑥、関根 洋一⑥、塙 良太郎④、福井 晶一④、望月 泰伸⑥、内山 義衛⑥、水野 浩利⑤、石川 進一⑤、浦田 直門②、今井 和泉⑥、鈴木 敬二⑥、花澤 直輝③、藤代 忠実③、伊藤 和夫②、高橋 英之③、櫻木 英一郎④、新城 早人⑤、秋葉 健夫⑥、荒川 幸②、戸村 聡⑤、本橋 英樹⑤、新留 宏範①、丹羽 誠①
第2区	13名	大越 一朋⑥、須藤 英文⑦、川島 良人①、黒川 恵史④、黒川 高男⑥、中根 亮一②、佐藤 肇③、佐藤 宣仁②、佐藤 康弘②、伊藤 政義⑤、篠崎 正二②、牧野 準⑨、迎 一彦①
第3区	9名	黒子 恭伸⑨、森元 一隆③、三橋 治久⑥、池田 潔①、栗原 健一①、栗原 清彦③、林 留夫②、岡本 信夫①、鈴木 良夫⑤
第4区	19名	大矢 仁③、角谷 太一①、宮寄 勝己⑥、守屋 謙一郎④、山崎 克哉④、原地 利忠⑨、深山 康彦⑥、宮寺 由貴③、秋元 保次①、上村 輝男⑤、千葉 祐巨③、夏井 宏一郎③、始関 太郎①、西村 直樹①、長田 博正①、原 藤一⑥、関野 誠治②、鶴山 孝行②、須田 和道②
第5区	8名	浜名 洋一③、茂木 和仁③、松本 央②、露崎 利行⑤、前田 慎太郎②、蛭田 憲広②、進藤 通孝⑦、矢田 高裕②
第6区	15名	宮崎 際①、折戸 豊輝①、石川 純一③、元吉 和江③、木内 定雄⑥、鬼頭 俊裕①、石井 知明③、鈴木 竹男⑥、山村 兼二⑨、渡部 正和①、三枝 正和③、多田 公俊④、齋藤 治男③、竹本 秀幸③、青木 和義③
第7区	11名	齋藤 良一⑦、苅込 昌俊①、野村 進一⑥、秋元 直人⑥、磯部 友昭①、宮 邦洋③、津田 哲也①、梶尾 憲一郎③、鈴木 正行③、松崎 哲也①、安田 学①
第8区	8名	榎本 守男⑨、岡田 良弘⑥、高橋 裕之①、藤江 貞晴③、藤野 健次郎③、石綿 礼敏②、笠原 文善②、森田 勝則④
第9区	21名	山本 豊一②、近藤 正之②、倉田 知広③、田中 健一②、石橋 幸太郎①、石渡 孝春④、長谷川 吉昭⑧、平山 秀樹⑤、宮崎 廣一郎④、宮村 亮祐①、藤崎 秀幸②、市沢 裕明②、石戸 謙一⑤、森田 修司①、中村 眞一⑨、真仲 廣明⑨、岡山 一夫③、香取 信靖②、横田 浩昌③、菊川 一平②、平野 伸一①
第10区	12名	荒木 大輔①、高木 秀夫⑤、蓮見 高円①、生形 健一①、福田 昌広⑥、眞行寺 純一①、小川 保②、榎原 吉明①、地引 聡一①、渡邊 大介①、内田 博道⑥、藤崎 祥弘⑨

氏名後の数字は総代就任回数（平成14年1月合併以降）

（令和7年6月末現在／敬称略・順不同）

選任区域

（敬称略）（順不同）

選任区域	地区	総代候補者選考委員
第1区	千葉市＜中央区、若葉区、緑区＞	望月 泰伸 水野 浩利 鈴木 敬二
第2区	千葉市＜稲毛区、美浜区＞ 四街道市	須藤 英文 黒川 高男 佐藤 肇
第3区	千葉市＜花見川区＞ 習志野市、船橋市、八千代市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	黒子 恭伸 森元 一隆 鈴木 良夫
第4区	市原市、夷隅郡大多喜町	山崎 克哉 上村 輝男 夏井 宏一郎
第5区	袖ヶ浦市	露崎 利行 進藤 通孝 茂木 和仁
第6区	木更津市	山村 兼二 多田 公俊 石川 純一
第7区	君津市	野村 進一 秋元 直人 梶尾 憲一郎
第8区	富津市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡	榎本 守男 岡田 良弘 藤江 貞晴
第9区	成田市、佐倉市、白井市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、印西市、香取市（旧佐原市に限る）、印旛郡、茨城県取手市（旧取手市に限る）、稲敷郡河内町、北相馬郡	真仲 廣明 平山 秀樹 倉田 知広
第10区	八街市、富里市、東金市、茂原市、山武市、旭市（旧香取郡干潟町に限る）、大網白里市、香取市、山武郡（横芝光町は旧横芝町に限る）、長生郡、香取郡、茨城県稲敷市（旧稲敷郡東町に限る）	内田 博道 高木 秀夫 藤崎 祥弘

総代の属性別構成比

職業別	法人役員95.0%、個人事業主2.8%、個人2.1%
年代別	70歳代26.9%、60歳代36.8%、50歳代25.5%、40歳代9.9%、30歳代0.7%
業種別	鉱業、採石業、砂利採取業0.7%、建設業24.8%、製造業7.0%、運輸業、郵便業3.5%、卸売業、小売業19.8%、金融業、保険業1.4%、不動産業、物品賃貸業14.8%、学術研究、専門・技術サービス業2.1%、宿泊業、飲食サービス業2.8%、生活関連サービス業、娯楽業2.8%、教育、学習支援業4.2%、医療、福祉0.7%、複合サービス事業7.8%、サービス業3.5%、公務0.7%、分類不能の産業2.8%

※業種別の構成比は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

千葉信用金庫の組織



千葉信用金庫の組織

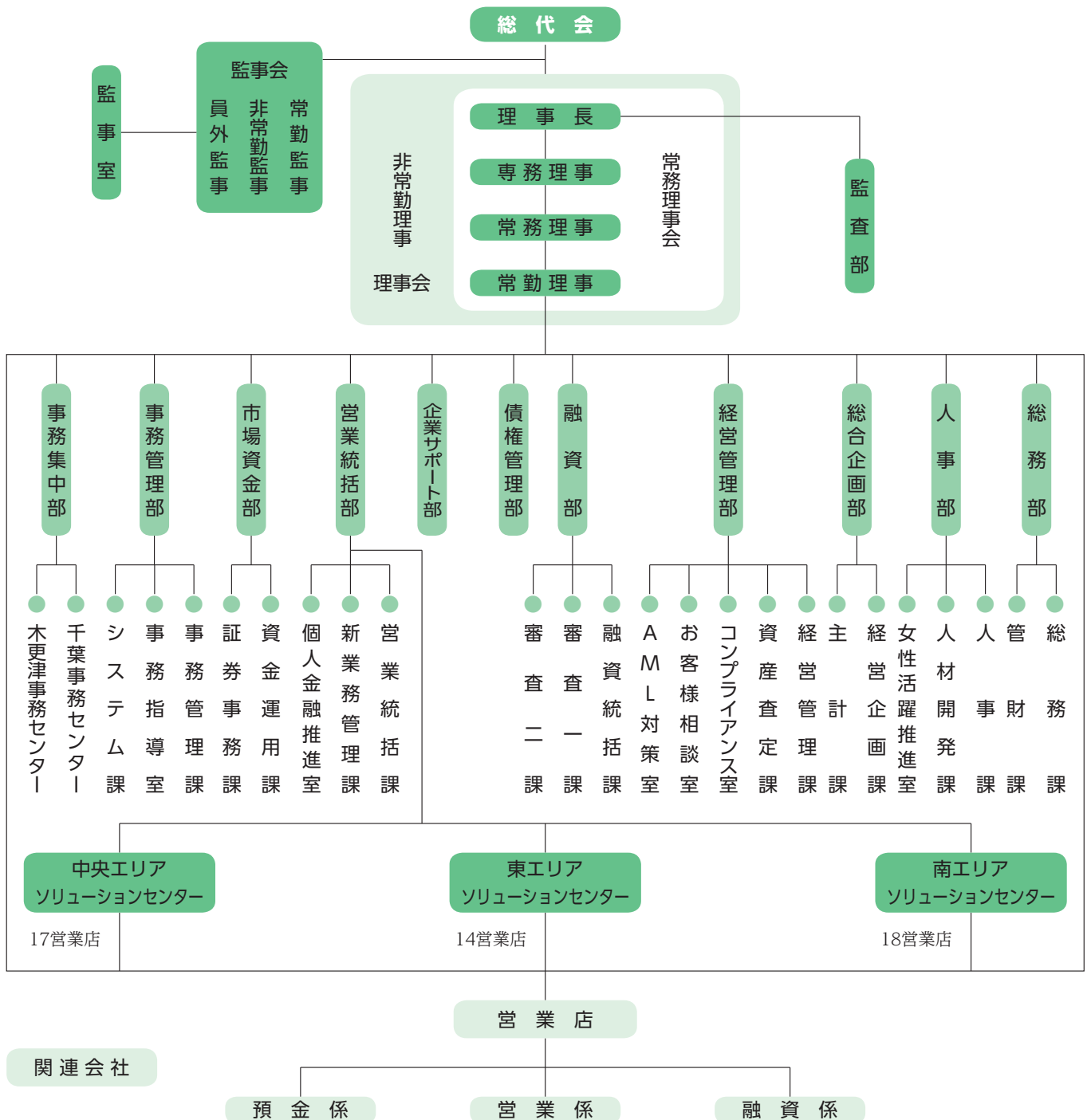
役員

(令和7年6月末現在)

理事長	宮澤 英 男	常勤理事	田岡 政 信	理 事	比 企 真 ^(※1)
専務理事	落合 謙 ^(※1)	//	酒巻 康 史	//	奥 山 敬 二 ^(※1)
//	保科 和 彦	//	野口 剛 ^(※1)	常勤監事	足 立 進
常務理事	中村 裕 二	//	根元 幸 子	監 事	榎 本 雅 也
//	石橋 英 樹	理 事	平野 恵 子 ^(※1)	//	志 村 隆 ^(※2)

※1 専務理事 落合謙、常勤理事 野口剛、理事 平野恵子、理事 比企真、理事 奥山敬二は、信用金庫業界の「総代会機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 志村隆は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図



営業店 全49店舗
令和7年6月末現在



千葉信用金庫は創立100周年を迎えました

千葉信用金庫は、令和6年6月4日に創立100周年を迎えました。

これもひとえに、地域の皆様からの温かいご支援とご愛顧の賜物であり、役職員一同、心より感謝申し上げます。今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

👉 キャッチフレーズ **つなぐよ絆 あふれる笑顔 皆様のおかげで100周年**

👉 ログマーク



創立100周年記念事業キャッチフレーズ・ログマークは、当金庫全役職員から募集し、応募総数127作品の中から選ばれました。

「つなぐよ絆 あふれる笑顔」は、職員一人ひとりの努力と絆が地域に貢献することでお客様から笑顔で感謝され、新たな未来へ向かおうという想いが込められています。

ログマークは、「100」の「0」の部分にハート型にして笑顔を表現し、感謝の気持ちや人と人のつながりなどを表しています。

➡ 創立100周年記念事業の詳細はP19、20をご覧ください。

次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」および「プラス認定」の取得について

令和6年6月17日付にて、千葉労働局より次世代育成支援対策推進法に基づく「基準適合一般事業主認定」および「プラス認定」を受け、認定マーク「くるみんプラス（星3）」を取得しました。

この認定は、仕事と子育てが両立できる職場環境を整備するため「行動計画」を策定・実行し、かつ同法で定められた一定基準を満たした企業に与えられるもので、今回3度目の取得となりました。

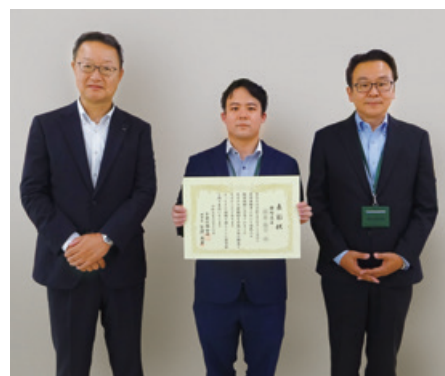
「プラス認定」とは

くるみん認定基準を満たした上で、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境整備に取り組み、全ての認定要件を満たした企業が受けることが出来ます。



当金庫職員の表彰を行いました

営業車両にて外訪活動中、横断歩道上で転倒した方の救護活動を行い、後続車両等による二次被害の回避に繋がる行動をとったとして、当金庫都町支店職員へ表彰状を授与しました。



中小企業の経営の改善および 地域の活性化のための取り組みの状況

中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取り組みの状況

■中小企業の経営支援に関する取組方針

当金庫では、「地域とともに歩み、経済・文化の発展のお役に立ちます」という理念のもと、地域社会やお客様から頼りにされる「ベストパートナー金融機関」を目指して、役職員一丸となってお客様の課題解決に取り組んでおります。

今後も、創業期から承継期に至る企業のライフサイクルに応じて、お客様の経営課題に最適な解決策を、お客様の立場に立って提案・支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

また、お客様から経営に関するご相談があった場合には、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

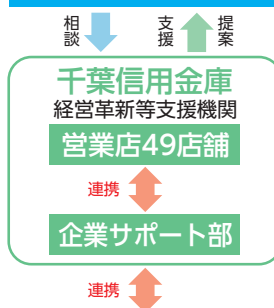
■中小企業の経営支援に関する態勢整備・取組状況

当金庫では、お取引先中小企業の経営を支援するための部署として企業サポート部を設置しております。

企業サポート部には、中小企業診断士4名をはじめとし、総勢10名の職員を配置して、商工団体協力機関など外部中小企業支援機関と連携し、態勢の整備を図っております。

また、事業性評価や課題解決に関する研修を実施し、人材の育成にも取り組んでおります。

中小企業の皆様



【外部機関】

- ・千葉県産業振興センター
- ・千葉県事業承継・引継ぎ支援センター等

経営革新等支援機関の認定

中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」として平成24年11月5日付で認定を受けました。

各営業店を通じて企業経営に関する様々なご相談を受け付け、関係部署および外部機関と連携し、補助金事業等の中小企業支援策についての情報提供や中小企業が抱える課題解決に向けて積極的に取り組んでおります。

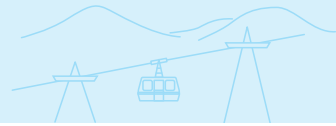
経営改善支援の取り組み実績

当金庫では、支援対象先に対し営業店と企業サポート部が一体となって経営改善計画策定支援や経営情報等の提供を行うとともに計画進捗管理、業況管理等により、お取引先企業の経営改善に取り組んでおります。

【令和6年4月～令和7年3月】

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先数 α	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数 β	αのうち期末 に債務者区分 が変化しな かった先数 γ	αのうち再生 計画を策定し ている全ての 先数 δ	経営改善 支援 取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α
正常先 ①	6,686	0		0	0	0.0%		0.0%
要注意先 うち その他 要注意先 ②	1,453	20	1	17	16	1.3%	5.0%	80.0%
うち 要管理先 ③	24	2	0	2	2	8.3%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④	132	10	1	8	7	7.5%	10.0%	70.0%
実質破綻先 ⑤	301	1	0	1	0	0.3%	—	—
破綻先 ⑥	30	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計 (②～⑥の計)	1,940	33	2	28	25	1.7%	6.0%	75.7%
合計	8,626	33	2	28	25	0.3%	6.0%	75.7%

- (注)・期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月初時点まで整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めない。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるものβに含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ・「αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、千葉県中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含む。



1. 創業サポート

創業支援の一環として、市原商工会議所が主催する「いちほら創業スクール」で当金庫職員が講師を務めました。

創業希望者15名に対し、融資制度のポイントや当金庫の経営支援の取組み等を情報提供し、円滑に事業を開始するサポートを行いました。



2. 企業実地診断

中小企業診断士の国家資格を持つ職員を中心として、お取引先企業に対する経営情報の提供や経営上のアドバイスとして「企業実地診断」を実施しております。

平成16年7月に本サービスを開始し、お取引先企業53社（令和7年3月末現在）に診断サービスを実施いたしました。

職員が診断企業に出向いて従業員へのヒアリングや現地調査を行い、実態把握・問題点の抽出から診断結果の報告・支援メニューの提案まで一貫した支援を提供しております。

3. 事業承継支援

事業承継診断

事業承継に関する現状把握・支援展開のため、令和6年度は478社のお取引先企業に事業承継診断シートを用いたヒアリングを実施いたしました。ヒアリングにより具体化した課題をもとに、事業承継計画の作成や、後継者不在企業に対する当金庫取引先とのM&A成立等を支援いたしました。

個別相談会

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター、千葉県よろず支援拠点（公益財団法人千葉県産業振興センター）との連携により、事業者向けに無料の個別相談会を開催しております。

令和6年度は約35社が各相談会に参加し、事業承継等の経営課題に対して専門家からのアドバイスを受けました。

4. ビジネスマッチング支援

金庫内のビジネスマッチング

お取引先企業のニーズ（買いたい・売りたい）情報を庫内ネットワークの情報掲示板へ掲載し、職員がお取引先企業の様々なニーズ「〇〇したい！」に合うマッチングを行い、販路拡大や新たな業務提携先の開拓等を支援しております。

2024しんきん食の商談会 in CHIBA

千葉県内の5信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）・千葉県信用金庫協会では、千葉県内の様々な名産品と食品バイヤーの皆様との出会いの場を創出するため、食の商談会を開催いたしました。

当日は、食品サプライヤー89社、食品バイヤー51社が合計481件の商談を行い、「取引希望」「商談継続」となった件数は、337件に上りました。

ちばしんきん経営者会

ちばしんきん経営者会は、当金庫お取引先の経営者で構成する会員組織です。「新しい時代の経営環境に適應できる会員の経営力の向上と、その企業の健全な発展を図ること」を目的として平成2年に発足いたしました。

その時々のニーズに合ったセミナーや、業種の垣根を越えた交流会を企画し、ビジネスマッチングおよび地域活性化に貢献しております。

令和6年度は、ちばしんきん経営者会設立30周年および当金庫創立100周年の共同記念事業として、栃木県日光市内で1泊2日の視察研修を実施いたしました。（令和7年3月末現在の会員数276名）



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

5. その他支援

人材紹介支援

お取引先企業の多様な人材課題に対する支援を強化するため、令和6年12月に有料職業紹介事業の許可を取得いたしました。

多様化する人材ニーズや後継者不在等の経営課題に対し、人材紹介会社との連携のもと、Face to Faceの地域金融機関の特長を活かした親身なサポートで、最適な人材の紹介に努めてまいります。

助成金・補助金等の申請サポート

ITツール等の導入や事業承継を検討しているお取引先へ「IT導入補助金」「事業承継・M&A補助金」申請等に係る情報提供を行いました。

また、中小企業の新規資金需要等の後押しを目的として、ニーズの高い「事業再構築補助金」・「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」などの情報提供に加え、経営革新等支援機関として確認書の発行等を行いました。

中小企業の経営課題等、真のニーズに対する情報提供や提案等、本部と営業店が一体となった取り組みや外部機関との連携により支援活動を実施しております。

経営支援プラットフォーム

中小事業者向け経営支援プラットフォーム「Chiba Big Advance」を通じて、金融機関同士の連携による地域の垣根を越えたビジネスマッチング支援をはじめ、ホームページの作成や福利厚生クーポン機能等で、取引先企業の販路拡大やデジタル化を支援しております。

令和7年3月末現在では、お取引先企業941社にご利用いただいております。

ビジネスパートナーとの連携

遊休不動産の活用、人材採用、DX化、事業承継・M&A等、多様化するお客様のニーズに対して最適なソリューションを提供するため、ビジネスパートナー約45社（令和7年3月末現在）との連携のもと、支援を行っております。

「お客様と金庫職員がともに歩む勉強会」の開催

令和6年11月、千葉信用金庫の「ともに歩む」という経営理念に基づき、日本弁理士会関東会と共催し、お客様と当金庫職員がともに知財意識と企業価値への理解を深める勉強会を開催いたしました。

お取引先企業から15名に参加いただき、営業店担当職員と一体となって、会社の将来像や今後取り組むべき経営課題を考えるワークショップや懇親会を実施いたしました。



コンサルティングサービス

事業承継や遺産相続、日常生活におけるトラブルなどに関する法的解決や、相続税や自社株対策などの税金に関するご相談を、当金庫の顧問弁護士、顧問税理士に無料で相談できる「法律相談」「税務相談」を実施しております。

また、年金制度のしくみや年金のお受取に関する様々なご質問などにお応えするため、社会保険労務士または当金庫の年金アドバイザーが営業店を定期的に巡回して、「年金相談会（無料）」を実施しております。

6. 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	3,261件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	39.71%
保証契約を解除した件数	106件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件



■地域の活性化に向けた取り組み

しんきん圏央道アライアンスに関する取り組み

圏央道沿線に本・支店を置く5つの信用金庫（千葉、水戸、埼玉縣、平塚、多摩）は、地域を横断した信用金庫の新たなネットワークを構築することにより、圏央道沿線等の地域活性化や観光資源の活用など、地域貢献・地方創生を通じて地域経済の発展に繋げることを目的とした「しんきん圏央道アライアンス」の協定を締結しております。

しんきん圏央道アライアンス若手職員交流会

令和6年11月に、5信用金庫の職員交流・人材育成を目的とした講演会・交流会を初開催いたしました。

若手・中堅職員を中心に総勢75名が一堂に会し、観光資源の活用や地域活性化に対する理解を深めるとともに、地域の垣根を越えた新たな人脈形成が図られました。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組みの状況

YohaSの寺子屋出張授業

令和6年6月に発足された、経済環境に左右されない平等な学習機会の提供を担う「千葉公園 子どもの文化振興実行委員会」に参画いたしました。

本事業の一環として、令和6年10月に千葉県内の地銀3行（千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行）と合同で、千葉公園「YohaSの寺子屋」にて、小学校高学年から中学生を対象とした出張授業「ゲームで学ぼうSDGs（ひとりはみんなのために、みんなが未来のために）」を初開催いたしました。



信用金庫団体旅行団をお出迎え

千葉県内の5信用金庫（千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原）では、信用金庫の会員組織から構成される団体旅行客の来県に際し、歓迎の意を込めて旅行宿泊先等でお出迎えを行いました。

千葉県内の信用金庫が連携し、「オール千葉」で千葉県の観光をアピールすることで、地域の活性化に貢献してまいります。



「Deep圏央道」

Instagram公式アカウント更新中！

SNSのInstagram公式アカウント「Deep圏央道」では、5つの各信用金庫職員の「地域レポーター」が、信用金庫職員だからこそ知っている隠れた名産品や自然景観などを掘り起こし、地域の魅力を発信しております。



ちばしんきん景況レポート

当金庫営業区域内の中小企業を対象に、景気動向調査を実施しております。

四半期毎にお取引先約500社にアンケートを実施し、地域経済の動向について調査結果を取りまとめ、事業者の皆様への経営にお役立ていただいております。

取引先への企業インタビューなど、お客様の生の声を掲載することで、より現実的な景況感を提供しております。



顧客向け事業

令和5年5月～令和7年3月

創立100周年記念セミナーの開催



- ・今からできる生前対策セミナー
- ・投資信託って何だろう？やさしい投資信託教室
- ・公的保障制度セミナー

お客様の人生におけるリスクや、投資信託、相続について分かりやすく学ぶことができる各種セミナーを各店舗にて実施いたしました。



社会・地域貢献事業

令和6年4月1日

職員向け「奨学金返済サポート制度」創設



顧客向け事業

創立100周年記念ノベルティ



千葉信用金庫は令和6年6月4日に創立100周年

社会・地域貢献事業

令和6年8月10日

千葉ロッテマリーンズ主催千葉信用金庫冠協賛試合「ちばしんきん100周年ナイター」の開催



ZOZOマリンスタジアムにて「ちばしんきん100周年ナイター」を開催し、児童養護施設の児童34名を招待するとともに、千葉県内の子ども食堂や児童養護施設に向けた職員による募金活動を実施いたしました。



社会・地域貢献事業

令和6年9月25日

千葉県共同募金会（千葉県内の児童養護施設）への寄付金贈呈

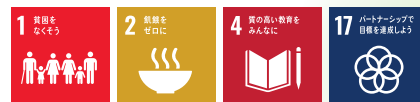
社会・地域貢献事業

令和6年10月15日

「千葉県ライオンズクラブ 子ども食堂支援基金」への寄付金贈呈

令和6年8月10日に開催された「ちばしんきん100周年ナイター」で集まった募金に、当金庫総代様からの寄付を合わせた300万円を活用し、千葉県共同募金会を通じて県内の児童養護施設へ150万円、「千葉県ライオンズクラブ 子ども食堂支援基金」へ150万円の寄付金を贈呈いたしました。

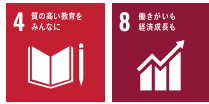
募金活動にご協力いただいた方々に心より御礼申し上げます。



職員向け事業

令和6年4月1日

職員向け
「入園・入学祝い金制度」
創設



社会・地域貢献事業

令和6年4月30日

「児童養護施設等退所者に対する奨学基金」
への寄付金贈呈



社会・地域貢献事業

令和6年6月4日

千葉県共同募金会、
千葉いのちの電話への
寄付金贈呈



長年にわたる地域の皆様からの支援に対する感謝の気持ちを込めて、千葉県共同募金会へ100万円、千葉いのちの電話へ100万円の寄付金を贈呈いたしました。

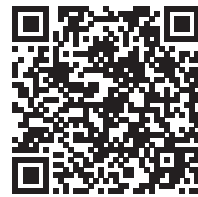


千葉県共同募金会 寄付金贈呈式



千葉いのちの電話 寄付金贈呈式

100周年を迎えました
記念事業



創立100周年記念サイト、
当金庫の歴史や
働く職員の様子などを
まとめた記念動画は
こちらから！



千葉県共同募金会 寄付金贈呈式



千葉県ライオンズクラブ 寄付金贈呈式

顧客向け事業

令和6年12月2日

認知症予防セミナー



現在、日本で社会課題となっている「認知症」をテーマに、地域のお客様が認知症を正しく理解し、全てのご高齢者とその家族が安心して暮らせる地域社会づくりに貢献すべく、千葉市生涯学習センターにて認知症予防セミナーを開催いたしました。





当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための態勢（内部統制）の整備、確立を経営の最重要課題として位置づけて取り組んでまいります。

1. 当金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 当金庫およびその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 当金庫の監事の職務を補助する職員の当金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 当金庫の監事への報告に関する体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
11. 当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

千葉信用金庫行動綱領

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

千葉信用金庫は、地域金融機関として、その社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

千葉信用金庫は、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令等の厳格な遵守

千葉信用金庫は、あらゆる法令等を厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4. 地域社会とのコミュニケーション

千葉信用金庫は、経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 職員の人権の尊重等

千葉信用金庫は、職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

千葉信用金庫は、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7. 社会貢献活動への取組み

千葉信用金庫は、社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8. 反社会的勢力との関係遮断

千葉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。



コンプライアンスとは、業務を遂行するうえで関わってくる法令や規則はもとより、社会的規範に至るまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、これまでその社会的使命と公共的責任を十分に認識し、誠実かつ公正な業務遂行に努めてまいりました。そして、これからもコンプライアンスを経営の基本原則と位置づけ、業務に取り組んでまいります。

コンプライアンス宣言

私たち千葉信用金庫役職員は、「信頼され、期待され、支持され、選ばれる」金融機関を目指して、従来にも増して、コンプライアンス重視の企業風土を確立していくことを宣言します。

《宣言内容》

- 私たちは、千葉信用金庫「行動綱領」「役職員の行動基準」を遵守します。
- 私たちは、一人ひとりのお客様を大切に、常日頃から良識と良心に従って行動します。
- 私たちは、信用失墜に繋がる、事務ミスや事故、不祥事等の全くない金融機関として、地域における信頼を揺るぎのないものとします。
- 私たちは、コンプライアンスを遵守し、コンプライアンスに反する指示・命令には、毅然とした態度で反対し、その是正を図ります。

コンプライアンスへの取組

コンプライアンスを実現するためには、組織的かつ効果的な内部統制が図られる必要があります。当金庫では、毎年前年度の取組状況を踏まえ、理事会においてコンプライアンス・プログラム（実践計画）を策定し、計画的に取り組んでおります。また、行動綱領・基準を定め、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンス・マニュアル」を役職員に配付し、コンプライアンス意識の向上に努めるとともにコンプライアンス・チェックリストにより、日常業務におけるコンプライアンスの取組状況を自己点検しております。

さらに、定期的な研修を実施するとともに毎月各部店において勉強会を実施し、コンプライアンス意識の向上や遵守すべき法令、ルールなどの理解に努めております。なお、金融商品販売にあたっては、勧誘方針を定め、説明責任などコンプライアンスに係る規程等を整備し、誠実な営業活動に努めております。

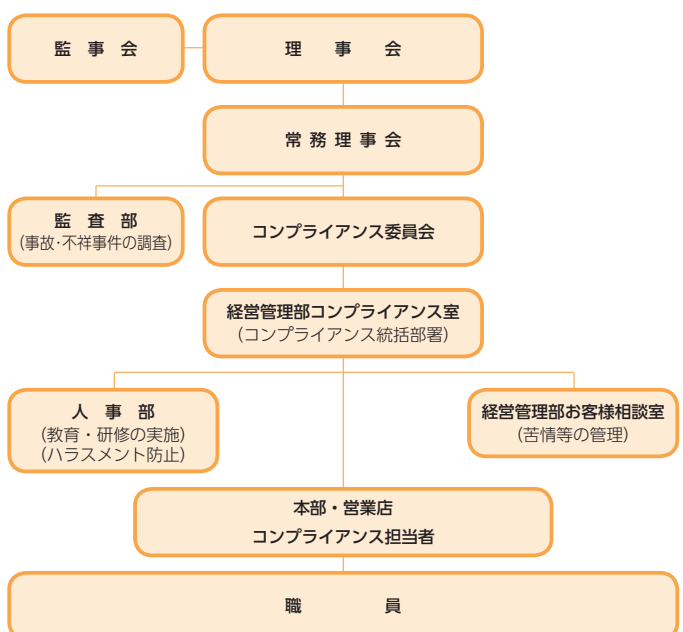
コンプライアンス体制

当金庫は理事会をコンプライアンスに関する最高意思決定機関とし、理事会・常務理事会は企業倫理の構築のための態勢を整備するとともに「コンプライアンス態勢の基本方針」を定め、周知徹底を図っています。

コンプライアンスを議論する場として「コンプライアンス委員会」を設置し、より効果的なコンプライアンスの推進に努めています。

また、コンプライアンスの統括部署として、経営管理部コンプライアンス室を設置し、役職員の指導・教育を担当するとともに法務リスク管理にあたっています。各部店にはコンプライアンス担当者を設置し、コンプライアンスを基本とした業務運営を徹底しています。

コンプライアンス体制図





当金庫は、お客様の信頼を第一と考え、法令を遵守し社会規範に則り誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。

1. お客様との取引に際しまして説明を要するすべての取引や商品について、法令等に従い情報提供および商品説明を適切かつ十分に行います。
 2. お客様からの相談や苦情などは、法令等に従いお客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が確保されるよう適切かつ十分に取扱いします。
 3. お客様の情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客様の同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客様の情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 4. お客様に関する業務を外部業者に委託するにあたりましては、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めてまいります。
 5. お客様との取引にあたりお客様の利益が不当に害されることを防止するため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
 6. 業務に関したお客様の保護とお客様の利便性の向上のため、当金庫が必要と判断した業務の適切な管理を行います。
- ※本基本方針において「お客様」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用なさろうとされる方」を意味します。
- ※お客様保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入、金融商品の販売、募集のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ロ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ハ. 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) イ. からハ. のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - (2) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。



当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず）、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 - ＜例＞顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
- (2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 - ＜例＞運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報・金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験・資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- ・お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口係や営業係等が店頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 電子交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲

介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

- (利用目的)
- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
 - ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人情報情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ ダイレクトメール（DM）の発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
 - ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

- (法令等による利用目的の限定)
- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人情報情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥ 教育、結婚・子育て等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため

- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページ他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している個人情報等について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含まれます。）があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する個人情報等の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の当金庫相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講

じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

- (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

<※ホームページに掲載するときのみ>

リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客様から同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客様のご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、当金庫の営業店もしくは下記のお客様相談室までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室
住 所：〒260-0013 千葉市中央区中央2丁目4番1号
電話番号：0120-013-565
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp

金融商品に係る勧誘方針



当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については、所定の営業時間内、訪問・電話によ

- る勧誘については午前8時45分から午後8時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

※当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定および加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫の取扱商品のうち、「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行傷害保険・積立傷害保険（年金払を含む）」を除く保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ）。）
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、制限の課せられている一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」が保険契約者となる「個人年金保険・一時払終身（養老）保険を除く生命保険商品・傷害保険を除く

第三分野の保険商品（医療保険等）の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
 - ・疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
- ① 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円
【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円
【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円

- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

千葉信用金庫 経営管理部お客様相談室
電話番号：0120-013-565
受付時間：当金庫営業日の9:00~17:00

金融商品に係る勧誘方針
反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

《基本方針》

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ、理事長以下、組織全体で対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引

および便宜供与は行いません。

4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または経営管理部お客様相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

千葉信用金庫 経営管理部 お客様相談室

住 所：〒260-0013 千葉市中央区中央2-4-1
電話番号：0120-013-565
Eメール：otoiawase@chiba-shinkin.co.jp
受付日時：当金庫営業日 9:00~17:00
受付媒体：電話、手紙、Eメール

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、また、お客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部お客様相談室へご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）

住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825
受付日：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）
時 間：9:00~17:00
受付媒体：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-0031
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：9:30~12:00、13:00~16:00

第一東京弁護士会仲裁センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3595-8588
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：10:00~12:00、13:00~16:00

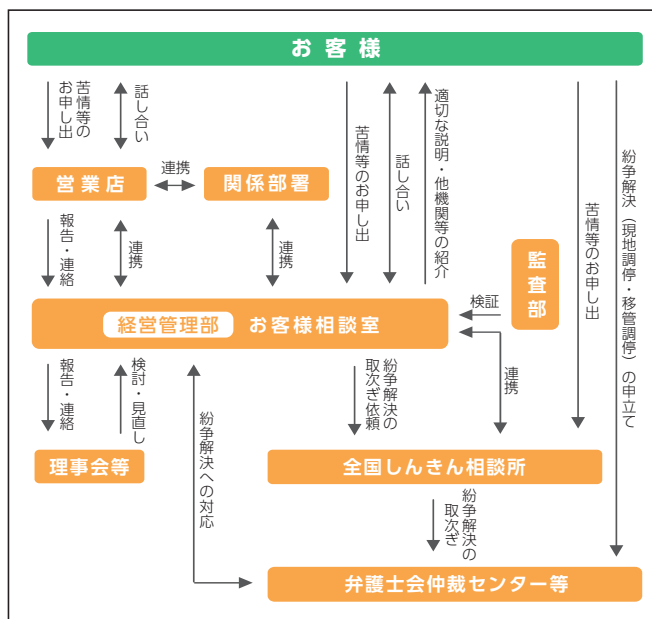
第二東京弁護士会仲裁センター

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号：03-3581-2249
受付日：月～金（祝日、年末年始除く）
時 間：9:30~12:00、13:00~17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部お客様相談室にお尋ねください。

- (1) 現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。
- (2) 移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。詳しくは、当金庫経営管理部お客様相談室へお問い合わせ下さい。
7. 当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。
- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、経営管理部お客様相談室がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および経営管理部お客様相談室が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を行います。
- (4) お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



当金庫では、統合的リスク管理を経営の重要課題として位置づけ、各リスクの担当部署を決め、適切なリスク管理を行っております。また、これらリスクに対しては、経営管理部がその管理状況を検証し、各リスクを一元的に把握し、理事会および常務理事会においてきめ細かいコントロールを行っております。

今後も、経営の健全性を確保し収益の向上を図るため、リスク管理の強化に取り組んでまいります。

信用リスク

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクです。当金庫では、貸出金などの推進部門と審査部門を分離し、推進に偏らず厳格な審査体制を採用しております。資産査定については、経営管理部を統括部署として貸出資

産の内容などを厳格に査定し、監査部にて査定手続きの適切性および結果の正確性を検証しております。大口与信先については、融資審査会を定期的開催し、個々の貸出先などへの取組方針を明確にしております。こうした事前の審査や事後の管理を強化することで、貸出資産の健全化に努めております。

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、有価証券

運用について、安全性と流動性を十分考慮し、運用基準などを定め、リスク分散を図りながら効率的に収益の最大化を図る体制を整備しております。また、経営管理部を市場リスク管理の統括部門として、統一的な尺度で計測し、検証、評価をしております。

流動性リスク

流動性リスクとは、調達と運用の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」、および市場の混乱などにより市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不

利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被る「市場流動性リスク」のことです。当金庫では、一定の基準を設け、総合企画部が毎日の流動性準備量を検証し、週次・月次では市場資金部が作成する資金繰り表などに基き常務理事会が検証するなど、支払い準備には万全を期しております。





オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算出に含まれる分）のことです。自己資本比率の算出に含まれないものの当金庫

が定義したリスクも含み、以下のものが該当します。オペレーショナル・リスクについては、経営管理部を総合的な管理部署として、その発生防止に努めております。

事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るあるいは事故・不正などを起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、事務の正確性向上のため、全ての事務に係る規程・細則などを制

定しております。また、事務指導室による臨店指導や各営業店にて自店検査を実施し、事務処理の厳格化と事故の未然防止に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動などシステムの不具合等に伴い当金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、勘定処理の主要システムはしんきん共同センターに加盟し、各種データの遠隔地保管ならびにバックアップ専用のシステムを完備するなどシ

ステム面の安全対策を講じております。また、「コンティンジェンシープラン（危機管理マニュアル）」を制定し、万一の事故や災害に備えるとともに、サイバー攻撃リスクへの対応として、サイバーセキュリティ管理規程を制定し、サイバーセキュリティ管理態勢の整備に努めております。

リスク管理態勢

その他オペレーショナル・リスク

その他オペレーショナル・リスクとしては、「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」などが該当します。これらのその他オペレーショナル・リスクについては、主管部署を定め、各種管理規程・細則を制定し適切な管理に努めております。

人的リスク……人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為等から生じる損失、損害などをいいます。

有形資産リスク……有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損、損害などをいいます。

法務リスク……法務リスクとは、お客様に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失、損害などをいいます。



ちばしんきん創業支援パッケージ



創業期のお客様を応援します

お申込いただけるお客様

- ・ 設立、創業から5年未満の法人または個人事業主のお客様
- ・ 概ね1年以内の設立、創業を計画している法人または個人事業主のお客様

「ちばしんきん創業支援パッケージ」にお申込みいただくと、様々な特典を受けることができます。
内容をご確認のうえ、ぜひお申込みください！

ちばしんきん 出資会員限定金利優遇定期預金

ご利用いただける方

- ・ 当金庫出資会員の方（法人、個人）
- ※お預入れ期間中は、当金庫の会員であることが条件となります。



定期積金 ちばしんきん子ども未来応援団 ミライのたから



ご契約いただける方

ご契約時、18歳のお誕生日後の3月31日までの
お子様を養育する保護者（父親または母親）の方
※妊娠中の方もご利用いただけます。

チーパスをご提示ください。



しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」

お客様ご自身の将来やご家族の未来のために、必要な資金をあらかじめ準備できるしんきん相続信託「こころのバトン」や、お子様、お孫様、ご家族へ、生前贈与をサポートするしんきん暦年信託「こころのリボン」をお取り扱いしております。

大切なご家族の未来のために、心を込めて、ご準備してみませんか。

ちばしんきん信寿倶楽部

ちばしんきん信寿倶楽部は、公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）のお受取り口座を千葉信用金庫にご指定いただいているお客様を対象にした会員組織です。

年1回の年金プレゼントや、1口500万円以下で、お一人様総額1,000万円までお預入れいただける金利上乗せの定期預金「ちばしんきん信寿定期」のお取扱いのほか、「秋の旅行会」「新春観劇会」を会員価格でご案内いたします。

ちばしんきん シニア応援定期

- ご契約時60歳以上であり、当金庫に公的年金のお受取りをご予約いただいた方（国民年金・厚生年金・共済年金等）

ちばしんきん 信寿定期

- 当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金等）を受給されている方
- 新たに当金庫に公的年金のお受取り口座のご指定をいただいた方

スーパ一定期(自動継続)	スーパ一定期(自動継続)	スーパ一定期(自動継続)
1年もの 年 0.40%	3年もの 年 0.55%	5年もの 年 0.65%
0.45%	0.60%	0.70%

スーパ一定期(自動継続)	スーパ一定期(自動継続)	スーパ一定期(自動継続)
1年もの 年 0.40%	3年もの 年 0.55%	5年もの 年 0.65%
0.45%	0.60%	0.70%

商品・サービス

店舗一覽 (千葉県地図)



- 1 本店・6 寒川支店**
千葉県中央区中央2-4-1
☎043-225-1118(代)

- 2 稲毛支店**
千葉県稲毛区稲毛東3-16-9
☎043-243-9101(代)

- 4 幕張支店**
千葉県花見川区幕張町5-478-2
☎043-273-7161(代)

- 5 五井支店**
市原市五井中央西1-21-18
☎0436-22-1196(代)

- 7 牛久支店**
市原市牛久897-7
☎0436-92-1251(代)

- 8 八幡支店**
市原市八幡1073
☎0436-41-1351(代)

- 9 白旗支店**
千葉県中央区白旗3-11-13
☎043-264-7373(代)

- 10 姉崎支店**
市原市姉崎660-1
☎0436-61-5111(代)

- 11 津田沼支店**
習志野市津田沼5-14-5
☎047-453-4171(代)

- 12 作草部支店**
千葉県稲毛区作草部1-12-3
☎043-253-1511(代)

- 13 誉田支店**
千葉県緑区誉田町3-24-1
☎043-291-2221(代)

- 14 桜木支店**
千葉県若葉区桜木4-16-1
☎043-232-2591(代)

- 16 園生支店**
千葉県稲毛区園生町174-5
☎043-255-1411(代)

- 17 千葉駅北口支店**
千葉県中央区弁天1-15-3
☎043-206-3611(代)

- 19 花園支店**
千葉県花見川区花園5-3-7
☎043-273-2021(代)

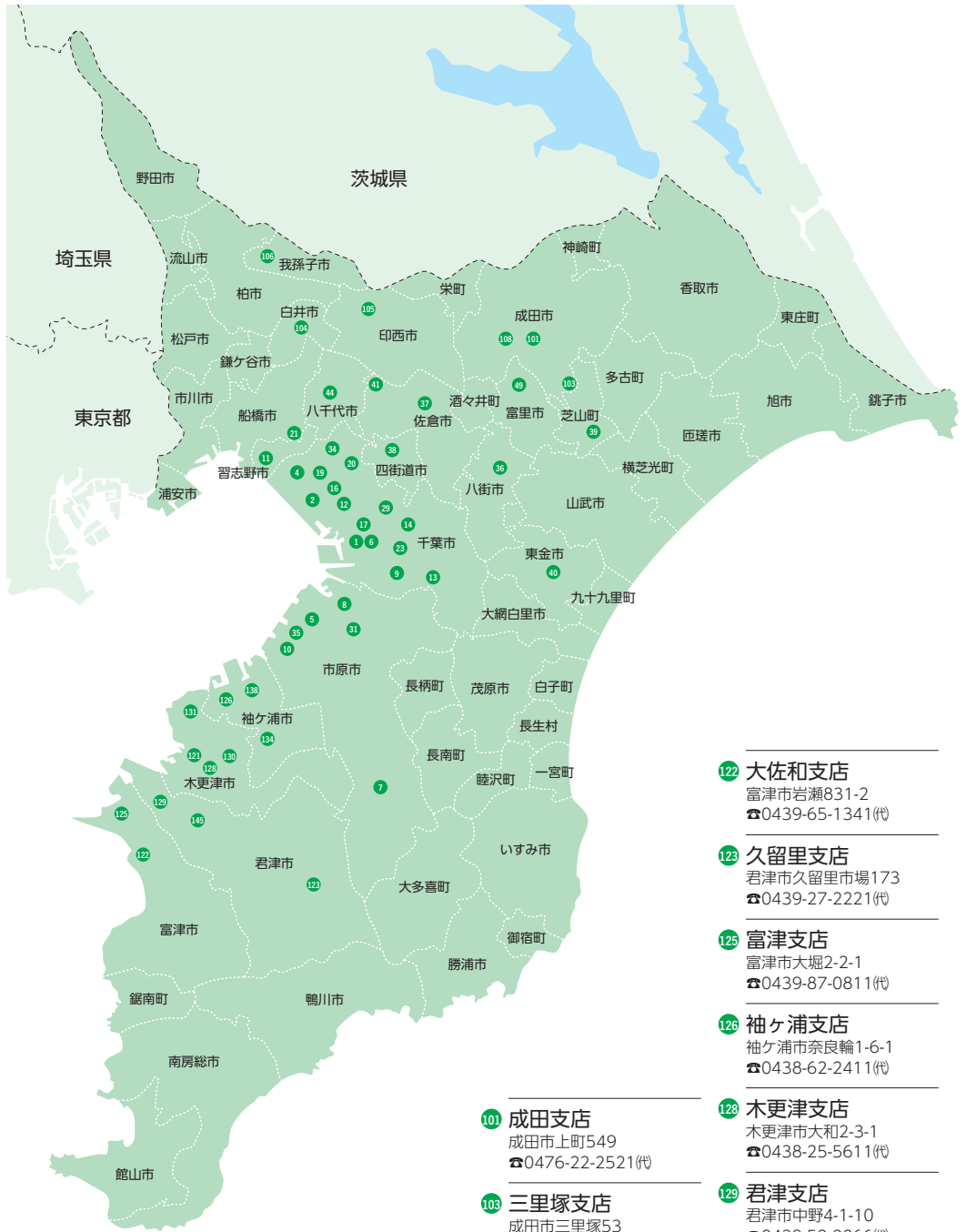
- 20 園生草野支店**
千葉県稲毛区園生町406-66
☎043-287-0711(代)

- 21 三山支店**
船橋市三山8-33-1
☎047-476-0711(代)

- 23 都町支店**
千葉県中央区都町1-18-10
☎043-233-0001(代)

- 29 都賀支店**
千葉県若葉区西都賀1-14-5
☎043-251-1105(代)

- 31 国分寺台支店**
市原市国分寺台中央7-1-7
☎0436-21-2151(代)



- 34 千種支店**
千葉県花見川区千種町107-3
☎043-257-5501(代)

- 35 青柳支店**
市原市青柳1706-1
☎0436-21-6111(代)

- 36 八街中央支店**
八街市中央9-11
☎043-443-2021(代)

- 37 佐倉支店**
佐倉市大崎台1-1-4
☎043-484-2021(代)

- 38 四街道支店**
四街道市中央1-7
☎043-422-2331(代)

- 39 芝山支店**
山武郡芝山町小池1127-1
☎0479-77-1415(代)

- 40 東金支店**
東金市東金1050
☎0475-52-4131(代)

- 41 志津支店**
佐倉市上志津1825
☎043-487-7281(代)

- 44 大和田支店**
八千代市大和田287
☎047-484-1081(代)

- 49 富里支店**
富里市七栄320
☎0476-93-1225(代)

- 101 成田支店**
成田市上町549
☎0476-22-2521(代)

- 103 三里塚支店**
成田市三里塚53
☎0476-35-2011(代)

- 104 白井支店**
白井市笹塚2-1-3
☎047-492-0301(代)

- 105 印西支店**
印西市大森3809
☎0476-42-2611(代)

- 106 我孫子支店**
我孫子市寿2-3-5
☎04-7182-1301(代)

- 108 赤坂支店**
成田市赤坂2-1-16
☎0476-26-3211(代)

- 121 中央支店**
木更津市中央1-4-6
☎0438-25-2121(代)

- 122 大佐和支店**
富津市岩瀬831-2
☎0439-65-1341(代)

- 123 久留里支店**
君津市久留里市場173
☎0439-27-2221(代)

- 125 富津支店**
富津市大堀2-2-1
☎0439-87-0811(代)

- 126 袖ヶ浦支店**
袖ヶ浦市奈良輪1-6-1
☎0438-62-2411(代)

- 128 木更津支店**
木更津市大和2-3-1
☎0438-25-5611(代)

- 129 君津支店**
君津市中野4-1-10
☎0439-52-2266(代)

- 130 清見台支店**
木更津市清見台南1-1-1
☎0438-98-4711(代)

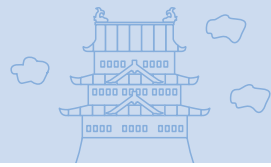
- 131 岩根支店**
木更津市高砂2-4-34
☎0438-41-5111(代)

- 134 平川支店**
袖ヶ浦市横田1211-1
☎0438-75-6111(代)

- 138 長浦支店**
袖ヶ浦市長浦駅前1-4-1
☎0438-62-3411(代)

- 145 君津東支店**
君津市南子安4-21-10
☎0439-52-3911(代)

店舗外ATMコーナー



地区	店名	住所
千葉市	西友西千葉店出張所	千葉市中央区春日2-20-9
	浜野出張所	千葉市中央区浜野町667
	検見川出張所	千葉市花見川区検見川町2-479
	幕張本郷出張所	千葉市花見川区幕張本郷7-5-38
	山王出張所	千葉市稲毛区山王町374-2
	みつわ台出張所	千葉市若葉区みつわ台2-35-1
	オリンピック千葉桜木店出張所	千葉市若葉区桜木北1-2-4
	イオンタウンおゆみ野出張所	千葉市緑区おゆみ野南5-37-1
	土気出張所	千葉市緑区あすみが丘1-20-1
	千葉市地方卸売市場出張所	千葉市美浜区高浜2-2-1 千葉市地方卸売市場内
イオンモール幕張新都心出張所	千葉市美浜区豊砂1-1	
船橋市	習志野駅前出張所	船橋市業円台4-14-6
木更津市	イオンタウン木更津朝日出張所	木更津市朝日3-10-19
	君津中央病院出張所	木更津市桜井1010
	VERY FOODS 尾張屋岩根店出張所	木更津市高砂2-1-18
	アピタ木更津店出張所	木更津市ほたる野4-2-48
	桜井出張所	木更津市桜井新町4-2
	清川出張所	木更津市清川2-6-6
	まくた出張所	木更津市茅野12-2
	畑沢出張所	木更津市畑沢3-13-9
	イオンモール木更津出張所	木更津市築地1-4

地区	店名	住所
成田市	イオン成田店出張所	成田市ウィング土屋24
	美郷台出張所	成田市美郷台2-1-5
佐倉市	うすい出張所	佐倉市王子台2-13-11
市原市	MEGAドン・ホーテUNY市原店出張所	市原市青柳北1-1
	五井東出張所	市原市五井中央東1-15-1
	青葉台出張所	市原市青葉台2-8-5
君津市	アピタ君津店出張所	君津市久保1-1-1
	八重原出張所	君津市南子安8-3-8
	ジョイフル本田君津店出張所	君津市外箕輪3-7
	小糸出張所	君津市中島262-2
	イオンタウン君津出張所	君津市中野5-17-1
富津市	イオン富津ショッピングセンター出張所	富津市青木1-5-1
	富津南出張所	富津市富津1755
	天羽出張所	富津市湊13-1
八街市	イオン八街店出張所	八街市文達301
印西市	小林出張所	印西市小林北2-9
富里市	日吉台出張所	富里市日吉台4-6
山武市	日向出張所	山武市木原217-12
印旛郡栄町	ナリタヤ安食店出張所	印旛郡栄町安食2170-1
山武郡芝山町	高根病院出張所	山武郡芝山町岩山2308

ATMご利用手数料

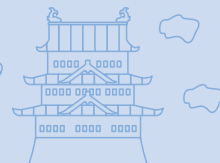
●お引出し

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	
他行・郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円

●お預入れ

キャッシュカードの種類	曜日	ご利用時間	手数料
当金庫カード	平日	8:00 ~ 21:00	無料
	土曜日	8:00 ~ 21:00	無料
	日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	無料
信用金庫カード	平日	8:00 ~ 8:45	110円
		8:45 ~ 18:00	無料
		18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	110円
		9:00 ~ 14:00	無料
		14:00 ~ 21:00	110円
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	110円	
郵貯カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円
		8:45 ~ 18:00	110円
		18:00 ~ 21:00	220円
	土曜日	8:00 ~ 9:00	220円
		9:00 ~ 14:00	110円
		14:00 ~ 21:00	220円
日曜・祝日	8:00 ~ 21:00	220円	

※ご利用時間帯は、キャッシュコーナー営業時間とは異なります。
 ※お借入やご返済に係る一部のお取引につきまして、当金庫以外の提携金融機関のATMを利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるATM利用手数料と実際にお客様にご負担いただくATM利用手数料が相違する（お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる）場合がございます。対象となるお取引では、お客様にご負担いただくATM利用手数料は、お借入金額またはご返済金額が1万円以下の場合には110円まで、お借入またはご返済金額が1万円を超える場合には220円までといたします。



大 正

大正13年6月4日 有限責任千葉信用組合として発足

昭 和

昭和16年10月 稲毛出張所開設
 昭和18年4月 市街地信用組合法に基づき千葉信用組合に組織変更
 昭和24年11月 幕張出張所開設
 昭和25年2月 五井出張所開設
 昭和25年12月 寒川出張所開設
 昭和26年10月 信用金庫法に基づき千葉信用金庫に組織変更
 理事長 児島健爾 就任
 昭和27年1月 理事長 奥山秀哉 就任
 昭和28年11月 牛久支店開設
 昭和28年12月 創立30周年ならびに本店店舗落成記念式典挙行
 昭和33年7月 八幡支店開設
 昭和37年12月 今井支店（現白旗支店）開設
 昭和39年7月 姉崎支店開設
 昭和41年1月 習志野市実初地区に業務地区を拡張
 昭和41年5月 理事長 迎久輔 就任
 昭和41年7月 市川市、木更津市ほか15地区に業務地区を拡張
 昭和42年6月 日本銀行と当座取引開始
 昭和43年3月 津田沼支店開設
 昭和45年12月 新本店店舗（現在の社屋）落成
 昭和46年5月 理事長 白石信夫 就任
 昭和46年7月 作草部支店開設
 昭和46年9月 成田市、東金市ほか3地区に業務地区を拡張
 昭和47年12月 誉田支店開設
 昭和49年5月 理事長 佐野確 就任
 昭和49年6月 創立50周年記念式典挙行
 昭和49年7月 桜木支店開設
 昭和51年5月 理事長 斎藤隆 就任
 昭和51年11月 園生支店開設
 昭和51年12月 預金量1,000億円達成
 昭和53年11月 新町支店（現千葉駅北口支店）開設
 昭和54年5月 理事長 平沢芳夫 就任
 昭和54年9月 融資量1,000億円達成
 昭和55年6月 新検見川支店（現花園支店）開設
 昭和55年11月 園生草野支店開設
 昭和55年12月 三山支店開設
 昭和56年2月 印旛郡白井町ほか2地区に業務地区を拡張
 昭和56年10月 都町支店開設
 昭和59年3月 預金量2,000億円達成
 昭和59年6月 創立60周年記念式典挙行
 昭和60年11月 四街道支店開設
 昭和61年5月 理事長 三橋勤 就任
 昭和61年7月 都賀支店開設
 昭和62年10月 新検見川支店を花園支店と改称、新検見川支店検見川特別出張所を検見川支店に昇格
 昭和63年12月 預金量3,000億円達成

平 成

平成元年3月 国分寺台支店開設
 平成元年10月 外国為替業務認可、外国為替業務開始
 平成2年5月 融資量2,000億円達成
 平成2年10月 日本銀行と手形割引及び手形貸付取引開始
 平成3年9月 融資量3,000億円達成
 平成3年11月 千種支店開設
 平成4年5月 千葉市政令都市移行による出資最低限度引き上げ（1万円に変更）
 平成4年8月 CI計画導入宣言
 平成5年9月 預金量4,000億円達成
 平成5年10月 新理念発表
 平成5年12月 金庫マーク、金庫カラー、庫名ロゴタイプを制定
 平成6年6月 創立70周年記念式典挙行
 平成6年11月 青柳支店開設
 平成10年1月 自営オンラインを信金東京共同事務センターへ移行
 平成10年2月 両総信用金庫と合併（51店舗）
 平成10年3月 会計監査人による法定監査開始
 平成10年5月 新町支店リニューアルオープン
 千葉駅北口支店に改称
 平成11年3月 郵貯ATMとの相互利用開始
 平成11年7月 テレホンバンクの取り扱い開始
 平成12年10月 投信窓販の取り扱い開始
 平成13年4月 保険窓販の取り扱い開始
 平成14年1月 木更津信用金庫、成田信用金庫と合併（83店舗）
 新生「千葉信用金庫」初代理事長に本橋昭 就任
 平成14年12月 生保窓販の取り扱い開始
 平成15年2月 佐原支店を佐原信用金庫へ事業譲渡
 平成15年6月 理事長 名取始 就任
 平成15年7月 IYバンク銀行との提携によりセブン・イレブン等のATMサービス利用開始
 平成16年5月 しんきんビジネス・マッチングサービス開始
 平成16年6月 創立80周年
 平成16年8月 園生草野支店リニューアルオープン
 コラボ産学官千葉支部発足
 平成19年3月 四街道東支店リニューアルオープン
 理事長 伊谷啓 就任
 平成19年6月 四街道東支店を「四街道支店」、木更津営業部を「木更津支店」、成田営業部を「成田支店」に改称
 平成19年11月 中央支店リニューアルオープン
 平成20年10月 「生体認証ICキャッシュカード」取り扱い開始
 平成21年8月 成田支店リニューアルオープン
 平成23年10月 JR東日本駅構内等ATM「ビューアルッテ」利用提携開始
 平成24年11月 「経営革新等支援機関」の認定を受ける
 平成25年2月 でんさいネットサービス開始
 平成25年9月 八街中央支店リニューアルオープン

平成26年6月 創立90周年
 預金量1兆円達成
 平成28年6月 理事長 宮澤英男 就任
 平成29年1月 富里支店リニューアルオープン
 平成30年11月 白井支店リニューアルオープン
 平成30年12月 圏央道アライアンス調印（千葉信金、埼玉縣信金、多摩信金、平塚信金、水戸信金）
 平成31年4月 ビジネスマッチングサイト Chiba Big Advance 取り扱い開始

令 和

令和元年10月 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」取得
 令和2年3月 千葉信用金庫「SDGs宣言」
 令和3年1月 女性活躍推進法に基づく「えるばし認定」取得
 令和3年8月 「飲酒運転根絶宣言」
 令和3年12月 三井住友海上火災保険株式会社との「SDGsに関する包括連携協定」締結
 令和4年4月 ちばしんきんビジネスマッチングサービス（当金庫内）取り扱い開始
 令和4年11月 宮澤 英男理事長 黄綬褒章受章
 ちばしんきんビジネスサポートローン取り扱い開始
 令和5年4月 平川支店リニューアルオープン
 令和5年11月 誉田支店リニューアルオープン
 職員向け「入園・入学祝い金制度」および「奨学金返済サポート制度」創設
 千葉県社会福祉協議会が運営する「児童養護施設等退所者に対する奨学基金」へ寄付金贈呈
 令和6年5月 寒川支店 本店内へ移転
 ちばしんきんコラボ産学官を解散し、事業は千葉信用金庫へ引継ぎ
 津田沼支店リニューアルオープン
 令和6年6月4日 創立100周年
 「千葉県共同募金会」、「千葉いのちの電話」へ寄付金贈呈
 令和6年6月 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみんプラス認定」取得
 令和6年8月 ZOZOマリンスタジアムにて冠協賛試合「ちばしんきん100周年ナイター」実施
 令和6年9月 「千葉県共同募金会（千葉県内の児童養護施設）」へ寄付金贈呈
 令和6年10月 「千葉県ライオンズクラブ 子ども食堂支援基金」へ寄付金贈呈

資料編目次

財務諸表……………37	連結情報……………53
貸借対照表 損益計算書 剰余金処分計算書	千葉信用金庫グループの主要な事業の内容 子会社の状況 令和6年度事業の概況 主要な連結経営指標の推移 連結財務諸表の作成方針 連結貸借対照表 連結損益計算書 連結剰余金計算書 信用金庫法開示債権 事業の種類別セグメント情報
経営指標……………43	自己資本の充実の状況等について……………60
業務純益・業務粗利益 資金運用収支の内訳 受取・支払利息の増減 総資金利鞘 総資産利益率 役員取引の状況 経費の内訳	I. 単体における事業年度の開示事項……………62
預金業務……………46	1. 自己資本の構成に関する事項
預金積金及び譲渡性預金平均残高 定期預金残高（期末残高）	2. 定量的な開示事項
融資業務……………47	(1) 自己資本の充実度に関する事項
貸出金平均残高 貸出金残高 貸出金の担保別内訳 債務保証見返の担保別内訳 貸出金使途別残高 預貸率 貸倒引当金内訳 貸出金償却	(2) 信用リスクに関する事項
信用金庫法開示債権に対する担保・保証 及び引当金の引当・保全状況……………49	(3) 信用リスク削減手法に関する事項
信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の 保全・引当状況 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 危険債権 要管理債権 三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 保全額 個別貸倒引当金 一般貸倒引当金 担保・保証等 保全率 引当率 正常債権 総与信残高	(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項
有価証券……………50	(5) 証券化エクスポージャーに関する事項
商品有価証券平均残高 有価証券の残存期間別残高 保有有価証券平均残高 預証率	(6) 出資等エクスポージャーに関する事項
有価証券の時価情報……………51	(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項
売買目的有価証券 満期保有目的の債券 市場価格のない株式等及び組合出資金 その他有価証券	(8) 金利リスクに関する事項
金銭の信託……………52	II. 連結会計年度の開示事項……………71
デリバティブ取引……………52	1. 自己資本の構成に関する事項
外国為替業務……………52	2. 定量的な開示事項
	(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人 等であるもののうち、自己資本比率規制上の所 要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資 本を下回った額の総額
	(2) 自己資本の充実度に関する事項
	(3) 信用リスクに関する事項
	(4) 信用リスク削減手法に関する事項
	(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引 相手のリスクに関する事項
	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
	(7) 出資等エクスポージャーに関する事項
	(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項
	(9) 金利リスクに関する事項
	退職給付会計に関する事項……………81
	役職員の報酬体系に関する事項……………82



事業年度における財務諸表

▶ 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	科目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	12,302	12,603	預金積金	1,139,367	1,132,277
預け金	369,566	330,795	当座預金	15,420	16,058
買入金銭債権	519	144	普通預金	716,088	726,425
有価証券	157,417	178,821	貯蓄預金	5,502	5,159
国債	8,536	30,196	通知預金	774	1,185
地方債	46,887	41,497	定期預金	385,786	364,872
社債	35,323	46,691	定期積金	9,117	8,412
株式	72	72	その他の預金	6,677	10,164
その他の証券	66,596	60,362	借入金	—	—
貸出金	606,142	611,616	その他負債	3,070	3,075
割引手形	1,980	1,232	未決済為替借	921	435
手形貸付	27,556	29,142	未払費用	748	967
証書貸付	562,407	565,208	給付補填備金	4	5
当座貸越	14,197	16,032	未払法人税等	15	18
その他資産	7,824	7,752	前受収益	143	163
未決済為替貸	664	407	払戻未済金	85	90
信金中金出資金	5,202	5,202	職員預り金	651	617
前払費用	56	57	リース債務	5	2
未収収益	1,201	1,466	資産除去債務	53	63
その他の資産	699	617	その他の負債	441	711
有形固定資産	15,665	15,119	賞与引当金	292	290
建物	3,577	3,504	退職給付引当金	294	162
土地	11,130	10,641	役員退職慰労引当金	89	82
リース資産	5	2	睡眠預金払戻損失引当金	184	179
建設仮勘定	15	—	偶発損失引当金	174	193
その他の有形固定資産	936	970	再評価に係る繰延税金負債	1,280	1,261
無形固定資産	258	216	債務保証	308	229
ソフトウェア	164	123	負債の部合計	1,145,060	1,137,754
その他の無形固定資産	93	93	(純資産の部)		
繰延税金資産	3,469	3,417	出資金	18,040	17,858
債務保証見返	308	229	普通出資金	8,040	7,858
貸倒引当金	△3,126	△2,523	優先出資金	10,000	10,000
(うち個別貸倒引当金)	(△1,828)	(△1,259)	資本剰余金	3,806	3,806
その他の引当金	△0	—	資本準備金	3,806	3,806
資産の部合計	1,170,347	1,158,192	利益剰余金	13,314	15,367
			利益準備金	3,636	3,636
			その他利益剰余金	9,678	11,731
			特別積立金	7,000	7,000
			(うち優先出資 消却積立金)	(7,000)	(7,000)
			当期末処分剰余金	2,678	4,731
			処分未済持分	△159	△259
			会員勘定合計	35,002	36,774
			その他有価証券評価差額金	△11,529	△17,984
			土地再評価差額金	1,814	1,649
			評価・換算差額等合計	△9,715	△16,335
			純資産の部合計	25,286	20,438
			負債及び純資産の部合計	1,170,347	1,158,192

貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～49年
その他	3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、自庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができると見込める債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,691百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する当事業年度から費用処理しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）		
年金資産の額	1,832,300百万円	
年金財政計算上の数理債務の額		
と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円	
差引額	△21,384百万円	
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）		0.8407%
③ 補足説明		

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金156百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役員取引等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
【貸倒引当金】2,523百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。
【繰延税金資産】3,417百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
【有形固定資産】15,119百万円
【無形固定資産】216百万円
固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積もっております。当該見積りも、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積りも異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 0百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 13,687百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車輛については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,387百万円
危険債権額 10,017百万円
三月以上延滞債権額 69百万円
貸出条件緩和債権額 2,398百万円
合計額 17,873百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,232百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,660百万円
	現金	18百万円
担保資産に対応する債務	預金積金	297百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入れております。また、その他の資産のうち保証金は190百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△4,425百万円であります。

24. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,211百万円であります。

25. 出資1口当たりの純資産額 88円42銭

26. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審査・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めています。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対する△EVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当金庫では、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和7年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,206百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	330,795	328,990	△1,804
(2) 有価証券	178,737	177,689	△1,048
満期保有目的の債券	44,481	43,433	△1,048
その他有価証券（*3）	134,255	134,255	—
(3) 貸出金（*1）	611,616	—	—
貸倒引当金（*2）	△2,485	—	—
	609,130	610,392	1,261
金融資産計	1,118,663	1,117,072	△1,591
(1) 預金積金（*1）	1,132,277	1,128,290	△3,987
金融負債計	1,132,277	1,128,290	△3,987

（*1） 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～3項及び第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1） 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.から30.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表上の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2） 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	10
非上場株式（*1）	62
組合出資金（*2）	11
合 計	84

（*1） 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	99,795	95,000	125,000	11,000
有価証券	5,218	39,867	38,881	82,785
満期保有目的の債券	—	12,592	31,889	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,218	27,275	6,692	82,785
貸出金(※)	112,658	194,544	126,090	158,379
合計	217,671	329,411	289,971	252,164

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	973,722	158,067	37	451
合計	973,722	158,067	37	451

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下30まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	900	900	0
	その他	—	—	—
	小計	900	900	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,689	23,013	△675
	地方債	—	—	—
	社債	15,392	15,081	△310
	その他	4,500	4,437	△62
	小計	43,581	42,532	△1,048
合計		44,481	43,433	△1,048

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	6,672	6,634	37
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	6,672	6,634	37
	その他	13,079	12,149	930
小計	19,751	18,783	967	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	71,732	84,263	△12,531
	国債	6,507	8,013	△1,506
	地方債	41,497	51,315	△9,817
	社債	23,727	24,934	△1,207
	その他	42,772	49,193	△6,420
小計	114,504	133,456	△18,952	
合計		134,255	152,240	△17,984

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,307	—	193
国債	1,307	—	193
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,952	7	555
合計	9,260	7	748

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当事業年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等考慮し判断しております。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,638百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が18,796百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,898百万円
貸倒引当金	8,035百万円
退職給付引当金	1,110百万円
その他	565百万円
繰延税金資産小計	11,610百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	8,192百万円
評価性引当額小計	8,192百万円
繰延税金資産合計	3,417百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	—百万円
繰延税金資産の純額	3,417百万円

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(令和7年3月31日) (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	645	1,252	1,898
評価性引当額	—	—	—	—
繰延税金資産	—	645	1,252	1,898(※2)

(※1) 税務上の繰越欠損金は実効税率を乗じた額であります。

(※2) 将来の収益力の見積もりにより課税所得の発生が見込めるため、当該繰延税金資産を回収可能と判断しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.5%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は72百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

▶ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第101期	第102期
	(令和5年4月 1日から 令和6年3月31日まで)	(令和6年4月 1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	14,331,234	14,807,269
資金運用収益	11,468,392	12,523,116
貸出金利息	8,368,864	8,643,699
預け金利息	1,081,857	1,923,802
有価証券利息配当金	1,893,289	1,833,149
その他の受入利息	124,380	122,465
役務取引等収益	1,411,130	1,459,101
受入為替手数料	510,703	514,565
その他の役務収益	900,427	944,535
その他業務収益	552,205	36,932
国債等債券売却益	505,323	—
国債等債券償還益	978	327
その他の業務収益	45,903	36,604
その他経常収益	899,505	788,118
貸倒引当金戻入益	—	516,246
償却債権取立益	812,714	252,727
株式等売却益	33,834	400
その他の経常収益	52,956	18,743
経常費用	15,276,510	12,550,689
資金調達費用	55,289	708,413
預金利息	51,801	704,028
給付補填備金繰入額	△93	1,053
その他の支払利息	3,581	3,331
役務取引等費用	1,380,454	1,395,158
支払為替手数料	152,944	153,811
その他の役務費用	1,227,509	1,241,346
その他業務費用	3,468,779	819,741
国債等債券売却損	3,380,761	193,813
国債等債券償還損	85,083	620,248
その他の業務費用	2,934	5,678
経費	9,210,238	9,105,170
人件費	5,804,509	5,592,795
物件費	3,099,744	3,195,585
税金	305,984	316,790
その他経常費用	1,161,748	522,205
貸倒引当金繰入額	373,277	—
貸出金償却	489,071	115,559
株式等売却損	1,050	2,633
その他資産償却	25,788	40,651
その他の経常費用	272,560	363,360
経常利益	△945,275	2,256,579
特別利益	944	4,360
固定資産処分益	—	4,360
その他の特別利益	944	—
特別損失	539,545	321,147
固定資産処分損	315,424	79,699
減損損失	224,120	241,448
税引前当期純利益	△1,483,876	1,939,792
法人税、住民税及び事業税	15,765	18,086
法人税等調整額	11,321	△1,299
法人税等合計	27,087	16,786
当期純利益	△1,510,964	1,923,005
繰越金（当期首残高）	4,040,401	2,678,301
土地再評価差額金取崩額	148,864	130,684
優先出資消却積立金取崩額	—	—
自己優先出資消却額	—	—
当期末処分剰余金	2,678,301	4,731,991

損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 500千円
子会社との取引による費用総額 204,348千円
- 出資1口当たり当期純利益 12円33銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当該事業年度における顧客との契約から生じる収益は1,394,939千円であります。
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
千葉県	店舗	建物	4,642千円
佐倉市	店舗	土地及び建物	153,869千円
君津市	店舗	土地及び建物	82,936千円
合計			241,448千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グランド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所（ATM稼働店舗）は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額241,448千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	第101期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第102期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
当期末処分剰余金	2,678,301	4,731,991
剰余金処分額	—	193,000
利益準備金	—	193,000
普通出資に対する配当金	—	—
優先出資に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
(うち優先出資消却積立金)	—	—
繰越金(当期末残高)	2,678,301	4,538,991

令和6年6月19日開催の第101回通常総代会及び、令和7年6月18日開催の第102回通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月19日

千葉信用金庫

理事長 宮澤英男

経営指標

▶ 業務純益・業務粗利益

(単位：千円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
業務純益	△1,056,732	2,005,150
資金運用収支	11,413,102	11,814,702
資金運用収益	11,468,392	12,523,116
資金調達費用	55,289	708,413
役務取引等収支	30,676	63,943
役務取引等収益	1,411,130	1,459,101
役務取引等費用	1,380,454	1,395,158
その他の業務収支	△2,916,573	△782,808
その他業務収益	552,205	36,932
その他業務費用	3,468,779	819,741
業務粗利益	8,527,205	11,095,836
業務粗利益率	0.72%	0.94%
実質業務純益	△670,083	2,005,150
コア業務純益	2,289,459	2,818,884
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,288,119	2,811,184

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 資金運用収支の内訳

	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
資金運用勘定	1,170,432	1,169,918	11,468,392	12,523,116	0.97	1.07
うち貸出金	599,020	604,234	8,368,864	8,643,699	1.39	1.43
うち預け金	354,304	380,795	1,081,857	1,923,802	0.30	0.50
うち有価証券	211,724	179,407	1,893,289	1,833,149	0.89	1.02
資金調達勘定	1,161,305	1,163,654	55,289	708,413	0.00	0.06
うち預金積金	1,160,442	1,162,996	51,708	705,082	0.00	0.06
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	165	—	—	—	0.00	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (第101期 3,010百万円、第102期 2,828百万円) を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	第101期 (令和6年3月31日)			第102期 (令和7年3月31日)		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
受取利息	△54,675	43,433	△11,241	△4,513	1,059,237	1,054,724
うち貸出金	60,657	78,178	138,835	63,822	211,011	274,834
うち預け金	88,694	590,981	679,676	84,906	757,037	841,944
うち有価証券	△691,091	△137,914	△829,005	△1,397,754	1,337,615	△60,139
支払利息	△893	△22,125	△23,018	94	653,029	653,124
うち預金積金	△425	△22,509	△22,934	102	653,271	653,374
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 総資金利鞘

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
資金運用利回	0.97%	1.07%
資金調達原価率	0.79%	0.84%
総資金利鞘	0.18%	0.23%

▶ 総資産利益率 (ROA)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
総資産経常利益率	△0.07%	0.18%
総資産当期純利益率	△0.12%	0.15%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

▶ 役務取引の状況

(単位：千円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
役務取引等収益	1,411,130	1,459,101
受入為替手数料	510,703	514,565
その他の受入手数料	900,427	944,535
役務取引等費用	1,380,454	1,395,158
支払為替手数料	152,944	153,811
その他の支払手数料	16,921	6,749
その他の役務取引等費用	1,210,588	1,234,597

▶ 経費の内訳

(単位：千円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
人件費	5,804,509	5,592,795
報酬給料手当	4,506,933	4,353,670
退職給付費用	627,072	578,696
その他	670,502	660,428
物件費	3,099,744	3,195,585
事務費	1,461,913	1,412,405
固定資産費	615,596	650,464
事業費	185,776	230,614
人事厚生費	103,802	106,018
減価償却費	562,126	626,709
有形固定資産償却	515,676	572,931
無形固定資産償却	46,450	53,777
その他	170,529	169,372
税金	305,984	316,790
合計	9,210,238	9,105,170

預金業務

▶ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
流動性預金	741,755	771,419
うち有利息預金	650,776	671,491
定期性預金	413,279	386,739
うち固定金利定期預金	403,575	377,659
うち変動金利定期預金	156	142
その他預金	5,407	4,837
小計	1,160,442	1,162,996
譲渡性預金	—	—
合計	1,160,442	1,162,996

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 定期預金残高 (期末残高)

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
定期預金	385,786	364,872
固定金利定期預金	385,480	364,573
変動金利定期預金	145	139
その他	159	159

融資業務

▶ 貸出金平均残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
割引手形	1,633	1,400
手形貸付	25,438	27,966
証書貸付	559,190	561,216
当座貸越	12,758	13,650
合 計	599,020	604,234

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 貸出金残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
貸出金	606,142	611,616
変動金利	385,496	385,027
固定金利	220,645	226,588

▶ 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
当金庫預金積金	3,837	3,882
有価証券	3	8
動産	—	—
不動産	122,845	120,878
その他	0	0
小 計	126,686	124,769
信用保証協会・信用保険	157,849	159,008
保証	155,263	154,476
信用	166,342	173,363
合 計	606,142	611,616

▶ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
当金庫預金積金	46	65
不動産	149	56
その他の物的担保	0	0
小 計	196	122
信用保証協会・信用保険	77	72
保証	—	—
信用	34	34
合 計	308	229

▶貸出金使途別残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)		第102期 (令和7年3月31日)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	323,297	53.3%	320,059	52.3%
運転資金	282,844	46.6%	291,557	47.7%
合 計	606,142	100.0%	611,616	100.0%

▶預貸率

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
期末預貸率	53.19%	54.01%
期中平均預貸率	51.61%	51.95%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	第101期(令和6年3月31日)	911	1,297	—	911	1,297
	第102期(令和7年3月31日)	1,297	1,264	—	1,297	1,264
個別貸倒引当金	第101期(令和6年3月31日)	1,971	1,828	129	1,841	1,828
	第102期(令和7年3月31日)	1,828	1,259	86	1,742	1,259
合 計	第101期(令和6年3月31日)	2,882	3,126	129	2,753	3,126
	第102期(令和7年3月31日)	3,126	2,523	86	3,040	2,523

▶貸出金償却

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
貸出金償却	489	115

信用金庫法開示債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

▶信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,991	5,387
危険債権	9,800	10,017
要管理債権	3,170	2,467
三月以上延滞債権	92	69
貸出条件緩和債権	3,078	2,398
小計 (A)	18,963	17,873
保全額 (B)	14,902	13,744
個別貸倒引当金 (C)	1,828	1,259
一般貸倒引当金 (D)	436	439
担保・保証等 (E)	12,637	12,046
保全率 (B)／(A) (%)	78.58	76.90
引当率 ((C)+(D))／((A)-(E)) (%)	35.80	29.15
正常債権 (F)	590,227	596,702
総与信残高 (A)+(F)	609,190	614,575

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券

▶商品有価証券平均残高

該当ありません。

▶有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	—	—	8,536	—
地方債	—	—	565	46,322	—
社債	4,249	11,184	1,994	15,145	2,749
株式	—	—	—	—	72
外国証券	800	13,688	5,163	23,552	—
その他証券	1,197	12,550	886	—	8,756
合計	6,246	37,423	8,609	93,558	11,579
	第102期 (令和7年3月31日)				
	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの
国債	—	—	23,689	6,507	—
地方債	—	540	—	40,957	—
社債	2,439	18,647	8,716	14,167	2,720
株式	—	—	—	—	72
外国証券	1,497	16,725	5,469	21,152	—
その他証券	1,282	3,954	1,006	—	9,273
合計	5,218	39,867	38,881	82,785	12,067

▶保有有価証券平均残高

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
国債	35,438	20,286
地方債	55,778	52,108
社債	38,978	39,213
株式	200	72
外国証券	56,056	48,132
その他証券	25,270	19,594
合計	211,724	179,407

(注) 商品有価証券は保有していません。

▶預証率

	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
期末預証率	13.81%	15.79%
期中平均預証率	18.24%	15.42%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

有価証券の時価情報

▶ 売買目的有価証券

該当ありません。

▶ 満期保有目的の債券

	種類	第101期 (令和6年3月31日)			第102期 (令和7年3月31日)		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	900	900	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	900	900	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	23,689	23,013	△675
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	15,392	15,081	△310
	その他	—	—	—	4,500	4,437	△62
	小計	—	—	—	43,581	42,532	△1,048
合計	—	—	—	44,481	43,433	△1,048	

▶ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	第101期 (令和6年3月31日)		第102期 (令和7年3月31日)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式	10		10	
非上場株式	62		62	
組合出資金	13		11	
合計	86		84	

▶ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	第101期 (令和6年3月31日)			第102期 (令和7年3月31日)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	18,210	18,001	208	6,672	6,634	37
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	565	556	8	—	—	—
	社債	17,645	17,444	200	6,672	6,634	37
	その他	19,135	18,100	1,034	13,079	12,149	930
小計	37,345	36,102	1,243	19,751	18,783	967	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	72,538	80,230	△7,692	71,732	84,263	△12,531
	国債	8,536	9,516	△979	6,507	8,013	△1,506
	地方債	46,322	52,374	△6,051	41,497	51,315	△9,817
	社債	17,678	18,339	△661	23,727	24,934	△1,207
	その他	47,447	52,527	△5,080	42,772	49,193	△6,420
小計	119,985	132,758	△12,773	114,504	133,456	△18,952	
合計	157,331	168,860	△11,529	134,255	152,240	△17,984	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

該当ありません。

外国為替業務

該当ありません。

連結情報

▶千葉信用金庫グループの主要な事業の内容

千葉信用金庫グループは、当金庫および子会社「株式会社ちばしんビジネスサービス」で構成され、子会社は、事務処理代行業務などの千葉信用金庫の付随業務を中心に事業を行っております。



▶子会社の状況

会社名：株式会社 ちばしんビジネスサービス

所在地：千葉市稲毛区園生町1105番地

主な業務内容：当金庫業務の受託および帳票類の購入管理等

設立年月日：昭和62年5月22日

資本金：10百万円 当金庫議決権比率：100% 子会社等の議決権比率：0%

▶令和6年度 事業の概況

令和6年度の連結総資産額は前期比121億円減少して1兆1,581億円、また連結純資産額はその他有価証券の含み損の増加等により48億円減少して205億円となりました。損益面では、信用コストの減少により親会社株主に帰属する当期純利益は前期比34億円増加の19億円となりました。

また、当金庫グループ全体の連結自己資本比率は7.96%となりました。

▶主要な連結経営指標の推移

(単位：百万円)

	第98期 (令和3年3月31日)	第99期 (令和4年3月31日)	第100期 (令和5年3月31日)	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
連結経常収益	14,170	13,518	15,244	14,333	14,811
連結経常利益	2,527	2,133	2,325	△945	2,257
親会社株主に帰属する当期純利益	2,269	1,881	2,381	△1,511	1,923
連結純資産額	42,050	36,438	27,892	25,419	20,571
連結総資産額	1,192,532	1,192,747	1,175,309	1,170,336	1,158,183
連結自己資本比率	8.44%	8.17%	8.14%	7.58%	7.96%

▶ 連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社、子法人等：1社
 主要な会社名
 株式会社 ちばしんビジネスサービス
 - ② 非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
 該当ありません。
 - ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
 該当ありません。
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 連結される子会社の決算日は3月末日です。
- (4) 連結調整勘定の償却に関する事項
 連結調整勘定の償却に関する事項は該当ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

▶ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)	科 目	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預け金	381,868	343,398	預 金 積 金	1,139,205	1,132,122
買 入 金 銭 債 権	519	144	借 用 金	—	—
有 価 証 券	157,407	178,811	そ の 他 負 債	3,076	3,080
貸 出 金	606,142	611,616	賞 与 引 当 金	292	290
そ の 他 資 産	7,823	7,753	退職給付に係る負債	299	168
有 形 固 定 資 産	15,665	15,119	役員退職慰労引当金	96	85
建 物	3,577	3,504	そ の 他 の 引 当 金	358	373
土 地	11,130	10,641	再評価に係る繰延税金負債	1,280	1,261
建設仮勘定	15	—	債 務 保 証	308	229
リース資産	5	2	負債の部合計	1,144,917	1,137,611
その他の有形固定資産	936	970	(純資産の部)		
無 形 固 定 資 産	258	216	出 資 金	18,039	17,858
ソフトウェア	164	123	資 本 剰 余 金	3,806	3,806
その他の無形固定資産	93	93	利 益 剰 余 金	13,447	15,501
繰 延 税 金 資 産	3,469	3,417	処 分 未 済 持 分	△159	△259
債 務 保 証 見 返	308	229	会 員 勘 定 合 計	35,134	36,907
貸 倒 引 当 金	△3,126	△2,523	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,529	△17,984
そ の 他 の 引 当 金	△0	—	土 地 再 評 価 差 額 金	1,814	1,649
資産の部合計	1,170,336	1,158,183	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△9,715	△16,335
			純資産の部合計	25,419	20,571
			負債及び純資産の部合計	1,170,336	1,158,183

連結貸借対照表 注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～49年
その他	3年～20年

- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 - 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- 連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

また、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てしております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,691万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

また、当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）	
年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円

② 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合（令和6年3月分）0.8506%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金157百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

また、上記①及び②については、入手可能な直近時点（連結貸借対照表日以前の最新時点）の年金財政計算に基づく実際数値を記載しております。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職

慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 役員取引等収益は、役員提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
 - 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】2,523百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を与える可能性があります。

【繰延税金資産】3,417百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

【有形固定資産】15,119百万円

【無形固定資産】216百万円

固定資産の減損判定に係る各資産のキャッシュ・フローについては、将来の事業計画等に基づき見積っております。当該見積りも、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の実績が見積りより異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 13,687百万円
- 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び営業車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいため、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,387百万円
危険債権額	10,017百万円
三月以上延滞債権額	69百万円
貸出条件緩和債権額	2,398百万円
合計額	17,873百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,232百万円であります。

20. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,660百万円
	現金	18百万円
担保資産に対応する債務	預金積金	297百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として定期預金45,000百万円、当座貸越担保10,000百万円を差入れています。また、その他資産のうち保証金は190百万円であります。

21. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△4,425百万円であります。

22. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は2,211百万円であります。

23. 出資1口当たりの純資産額 89円29銭

24. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金融経済環境の変化に伴い発生する諸リスクを把握し、資産及び負債の総合管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。これらは、それぞれ信用リスクや金利変動リスク、為替リスクなどに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク、金利リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当金庫グループは、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、経営管理部、債権管理部、企業サポート部により行われ、また、理事会等に審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクは、市場資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理
当金庫グループは、市場リスク管理方針の下、経営方針、経営計画等に則り当金庫の規模・特性に見合った適切な市場リスク管理態勢を構築することで、業務の健全性及び適切性を確保することとしており、市場リスク管理に係る管理部門と役割については、市場リスク管理規程に定めております。市場リスク管理に係る意思決定機関を理事会とし、市場リスクを総合的に管理する機関を常務理事会としています。

経営管理部は、リスク統括部門として業務執行部門との独立性を確保する態勢とし、市場リスクの統括的な管理を行い、有価証券等運用に係る市場リスクの定量的把握・分析や運用状況のモニタリングを通じて、市場資金部や営業統括部に対する牽制機能を発揮しています。市場資金部は、有価証券等運用業務を執行するとともに、日常的な市場リスク管理を行っています。有価証券等運用業務の執行にあたっては、市場資金部内のフロントオフィス（運用部門）とバックオフィス（事務管理部門）を分離し、相互牽制機能を発揮しています。営業統括部は、市場リスクに十分注意を払いつつ営業推進及び企画業務を執行しています。

経営管理部は、主にVaRにより市場リスクを計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準及びリスクリミットを設定して管理しています。また、市場リスクを複数のカテゴリに区分し、カテゴリ別のリスク量のモニタリングも行っています。さらに、金利リスクについては、VaRによる市場リスクの管理に加え、自己資本に対するΔEVEの比率に警戒水準及びリスクリミットを設定し、別途管理しています。

また、経営管理部担当役員を委員長とし関連部門長を構成員とするALM委員会が組織されており、市場リスクについて検証・評価・協議し、常務理事会に付議または報告する態勢としています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当金庫グループでは、預け金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸出金、預金積金、譲渡性預金、職員預り金に関する市場VaR（金利・株価・為替）の算出にあたっては分散共分散法（観測期間5年、保有期間1年、信頼区間99.0%）を採用し、コールローン、買入金銭債権、有価証券のうち仕組債に係る信用VaRについてはモンテカルロ・シミュレーション法（シミュレーション回数10万回、信頼区間99.0%）を併用しております。

令和7年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で3,206百万円となっております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を記載しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	343,398	341,594	△1,804
(2) 有価証券	178,737	177,689	△1,048
満期保有目的の債券	44,481	43,433	△1,048
その他有価証券（*3）	134,255	134,255	—
(3) 貸出金（*1）	611,616	—	—
貸倒引当金（*2）	△2,485	—	—
	609,130	610,392	1,261
金融資産計	1,131,266	1,129,675	△1,591
(1) 預金積金（*1）	1,132,122	1,128,135	△3,987
金融負債計	1,132,122	1,128,135	△3,987

(*1) 現金及び預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26から28に記載しております。

(3) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前額。以下、「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）

金融負債

(1) 預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。（マイナス金利については、「0%」にて算出しております。）なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	62
組合出資金（*2）	11
合計	74

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	112,398	95,000	125,000	11,000
有価証券	5,218	39,867	38,881	82,785
満期保有目的の債券	—	12,592	31,889	—
その他有価証券のうち満期があるもの	5,218	27,275	6,692	82,785
貸出金(*)	112,658	194,544	126,090	158,379
合計	230,275	329,411	289,971	252,164

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	973,568	158,067	37	451
合計	973,568	158,067	37	451

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額			時価	差額
		連結貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	
	社債	900	900	0	0	
	その他	—	—	—	—	
	小計	900	900	0	0	
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	23,689	23,013	△675	—	
	地方債	—	—	—	—	
	社債	15,392	15,081	△310	△310	
	その他	4,500	4,437	△62	△62	
	小計	43,581	42,532	△1,048	△1,048	
合計		44,481	43,433	△1,048		

その他有価証券 (単位: 百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額			取得原価	差額
		連結貸借対照表計上額	取得原価	差額		
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	
	債券	6,672	6,634	37	37	
	国債	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	
	社債	6,672	6,634	37	37	
	その他	13,079	12,149	930	930	
小計	19,751	18,783	967	967		
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	
	債券	71,732	84,263	△12,531	△12,531	
	国債	6,507	8,013	△1,506	△1,506	
	地方債	41,497	51,315	△9,817	△9,817	
	社債	23,727	24,934	△1,207	△1,207	
	その他	42,772	49,193	△6,420	△6,420	
小計	114,504	133,456	△18,952	△18,952		
合計		134,255	152,240	△17,984		

27. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	1,307	—	193
国債	1,307	—	193
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,952	7	555
合計	9,266	7	748

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。なお、当連結会計年度における減損処理はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおりです。
時価がある有価証券については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、債券については、格付や発行会社の財政状態などを考慮し、株式については、時価の推移や発行会社の財政状態を考慮し、また投資信託については、時価の推移を考慮して判断しております。

時価がない有価証券については、実質価額が帳簿価額に比べて50%以上下落しているかなどを考慮して判断しております。

買入金銭債権については、時価が帳簿価額に比べ30%以上下落した場合、格付等を考慮し判断しております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで

資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は34,638百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が18,796百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,901百万円
退職給付信託拠出	3,611百万円
未認識過去勤務債務	△378百万円
未認識数理計算上の差異	499百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△168百万円
退職給付に係る負債	△168百万円

31. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.7%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については29.5%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は72百万円増加し、再評価に係る繰延税金負債は34百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

▶ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	第101期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第102期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
経常収益	14,333,231	14,811,508
資金運用収益	11,467,892	12,522,616
貸出金利息	8,368,864	8,643,699
預け金利息	1,081,857	1,923,802
買入手形利息及びコールローン利息	—	—
有価証券利息配当金	1,892,789	1,832,649
その他の受入利息	124,380	122,465
役員取引等収益	1,411,130	1,459,101
その他業務収益	555,788	40,964
その他経常収益	898,419	788,825
貸倒引当金戻入益	—	516,246
償却債権取立益	812,714	252,727
その他の経常収益	85,705	19,851
経常費用	15,278,245	12,554,324
資金調達費用	55,287	708,380
預金利息	51,799	703,994
給付補填備金繰入額	△93	1,053
その他の支払利息	3,581	3,331
役員取引等費用	1,380,454	1,395,158
その他業務費用	3,553,721	904,393
経費	9,127,034	9,024,186
その他経常費用	1,161,748	522,205
貸倒引当金繰入額	373,277	—
その他の経常費用	788,470	522,205
経常利益	△945,014	2,257,184
特別利益	944	10,960
固定資産処分益	—	4,360
その他の特別利益	944	6,600
特別損失	539,545	327,747
固定資産処分損	315,424	79,699
減損損失	224,120	241,448
その他の特別損失	—	6,600
税金等調整前当期純利益	△1,483,615	1,940,397
法人税、住民税及び事業税	16,118	18,156
法人税等調整額	11,321	△1,299
法人税等合計	27,440	16,856
当期純利益	△1,511,056	1,923,540
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	△1,511,056	1,923,540

連結損益計算書 注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 12円33銭
- 「その他の経常費用」には、貸出金償却115,559千円を含んでおります。
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益は1,394,939千円であります。
- 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失
千葉市	店舗	建物	4,642千円
佐倉市	店舗	土地及び建物	153,869千円
君津市	店舗	土地及び建物	82,936千円
合 計			241,448千円

営業用店舗については、営業店(本店、各支店)毎に継続的な取引の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は各資産を、グルーピングの最小単位としております。

本部、倉庫、グラウンド等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから本部共用資産としております。また、各出張所(ATM稼働店舗)は母店より切り離し、各出張所をグルーピングの最小単位としております。

地価の下落等により、店舗3ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額241,448千円を「減損損失」として、特別損失に計上しております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、土地は時価、建物は再調達原価法による評価にて算定しております。

▶ 連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	第101期 (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)	第102期 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,806,982	3,806,982
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	3,806,982	3,806,982
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	14,953,916	13,447,242
利益剰余金増加高	148,864	2,054,225
親会社株主に帰属する当期純利益	—	1,923,540
その他	148,864	130,684
利益剰余金減少高	1,655,539	—
親会社株主に帰属する当期純損失	1,511,056	—
配当金	144,483	—
自己優先出資消却額	—	—
その他	—	—
利益剰余金期末残高	13,447,242	15,501,467

▶ 信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	第101期 (令和6年3月31日)	第102期 (令和7年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,991	5,387
危険債権	9,800	10,017
要管理債権	3,170	2,467
三月以上延滞債権	92	69
貸出条件緩和債権	3,078	2,398
小計 (A)	18,963	17,873
正常債権 (B)	590,227	596,702
総与信残高 (A)+(B)	609,190	614,575

(注) 保全状況と注記については、49ページに同じ。

▶ 事業の種類別セグメント情報

連結対象会社株式会社ちばしんビジネスサービスは、当金庫業務以外に事業を営んでおりませんので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

自己資本の充実の状況等について

1. 自己資本の調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除して、自己資本の額となっております。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、地域のお客様からお預かりしている普通出資金7,858百万円と信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫が引き受けた優先出資金10,000百万円が含まれます。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内基準である自己資本比率4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は各エクスポージャーが特定分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を踏まえたうえで策定された極めて実現性の高いものであります。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、貸出先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクは管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範などを明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を徹底しています。

信用リスク管理にあたっては、小口多数取引の推進によるリスク分散、与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理態勢の強化などに努め、また、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別・地域別・業種別など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

また、より高度な計測モデルを活用した信用リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

審査・与信管理にあたっては、審査部門である融資部は、営業推進部門の営業統括部と組織上区分しており、営業推進部門の影響を受けない体制となっています。

また、経営陣による融資審査会を定期的に開催し個々の貸出先の取組方針を明確にしています。延滞貸出金など問題債権の管理は専門部署として債権管理部を設置し、個別に取組方針を策定し、きめ細かな管理を実施しています。

さらに、与信運営に係る妥当性の検証については監査部が内部監査を実施するなど、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

また企業サポート部は、お客様に対するきめ細かな経営相談や経営指導を通じて、積極的に企業・事業再生支援に取り組んでいます。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産査定等に係る償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

なお、資本金劣後ローン（早期経営改善特例型）を実施した債務者については、資本とみなす貸出債権額を全額引当としています。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先の債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てています。上記以外の債権については、未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。

実質破綻先及び破綻先は、未保全額全額を貸倒引当金として計上しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・レーティングス・インク

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資受付に際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けと認識し、担保または保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産など、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証などがありますが、その手続については、当金庫が定める「融資事務取扱細則」などにより適切な事務取扱および適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、当金庫が定める規程・要領や各種約定書などに基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫では、定期預金及び定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については、貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

また、国・地方公共団体・政府関係機関などが保証している保証債権及び、適格格付機関による格付が付与されている機関が保証している保証債権について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、有価証券勘定の証券投資信託の中に一部派生商品取引を扱った商品を保有しています。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクについては、資金運用方針及び運用計画の中で一定の投資枠を設けるなどして適切なリスク管理に努めています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。

さらに、リスク管理態勢強化のため、金庫全体のリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理については、平成18年度下期より、その態勢整備に努め、平成19年4月より運用を図っています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化するものを指します。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターとして保有する場合と、証券を購入する側である投資家として保有する場合の二つに大きく分類されます。

投資家として保有する場合は証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などを分析・検討して、必要に応じて常務理事会、ALM委員会に付議し、「資金運用方針および運用計画について」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」などに基づいて投資対象を一定の信用力を有するものにするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当金庫の証券化エクスポージャーに区分される投資の種類は、以下の通りであり、次にあげる特性を有するものです。
・投資家が原資産から得られるキャッシュフローを受け取れなくなる場合、投資家は債務履行をオリジネーターに遡及不可（ノン・リコース）であること。

・証券化取引の中で、原資産が持つ信用リスクを「優先劣後構造」の関係にある2層以上のエクスポージャーに階層分けし、信用リスクの一部や全部を第三者（投資家）に移転していること。

- ① リース料債権を裏付とする信託受益権
- ② 貸付債権を裏付とする信託受益権
- ③ 商業用不動産を裏付とする信託受益権
- ④ 居住用不動産を裏付とする信託受益権
- ⑤ 債券を裏付とする信託受益権

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、外部格付準拠方式を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」など及び、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫が、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は原則として、以下の3機関です。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・レーティングス・インク

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクとし、オペレーショナル・リスク管理態勢の下で、常にオペレーショナル・リスク発生の危険度を把握し、規程の整備、指導を図るとともに、厳正な管理に努め、そのリスクの極小化に努める方針としており、オペレーショナル・リスク管理規程を制定し、管理態勢を整備するとともに、定期的に収集したデータの分析、評価を行い、リスクを特定することでリスク発生の未然防止および極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、事務リスク管理規程に基づき、厳正な各種事務規程等を整備し、本部・営業店が一体となってその遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検査等に取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、システムリスク管理規程に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な検証を実施するとともに、システム障害やサイバー攻撃等、多様化かつ複雑化するリスクに対して、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

当金庫では、その他のオペレーショナル・リスクとして、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクを管理対象とし、各リスク管理規程に基づき、適切な管理に努めております。

オペレーショナル・リスクに関する重要な事象については、オペレーショナル・リスク管理委員会や事務リスク検討部会にて定期的に協議、検討を行い、常務理事会に付議・報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。（令和5年度計数）

当金庫は標準的計測手法を採用しており、金利要素、役員要素および金融商品要素の合計額であらわされる事業規模指標をBIとし、ILM「1」を適用して、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はございません。（令和6年度計数）

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、統合的リスク管理態勢の下で、時価評価およびVaRによるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、保有限度額の遵守状況を適切にモニタリングし管理するほか、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会および常務理事会へ報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用規程」等および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

9. 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

- (1) リスク管理及び計測の対象となる金利リスクの考え方や範囲に関する説明
 - (2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
 - (3) 金利リスク計測の頻度
 - (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明
- 当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、体力に見合ったリス

クテイクを行い、経営の健全性の確保と収益性の向上を図る方針としており、各種リスクを統一的な尺度としてVaRにより計量化し、年度ごとに決定されるリスク資本配賦運営の枠組みの中で、警戒水準およびリスクリミットを設定し管理しております。金利リスクについては、当金庫の全ての金利感応資産・負債を管理対象とし、重要性を踏まえて計測を行っており、VaRに基づくリスク量の管理に加え、自己資本に対する Δ EVEの比率を警戒水準およびリスクリミットを設定し、別途管理しております。

金利リスクの計測は、毎月末日を基準日として月次で行い、有価証券に係る金利リスクについては、前日を基準日として日次でも計測を行っております。計測結果はALM委員会および常務理事会に報告され、リスクテイクのトレンドについて常時把握できる態勢としております。なお、リスク量が警戒水準にある場合は、ALM委員会および常務理事会は、市場動向および運用方針等について、より慎重に検討・協議し、リスクテイクへの牽制を図ることとしております。また、リスクリミットを超過した場合は、ALM委員会においてリスク削減等の対応策を協議し、常務理事会および理事会に付議することとしております。

2. 金利リスクの算定方法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

① 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

令和7年3月末基準における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5,772年です。

② 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金の金利改定の平均満期を推計するにあたり、最長の金利更改満期を10年としております。

③ 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

普通預金など満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使用して預金残高推移を統計的に解析し、将来の預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、過去の預金残高の変化と景気指標との関係性、市場金利に対する預金金利の追随率に基づく影響を考慮しております。推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤ 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨ごとに算出した金利リスク量が正となる通貨のみを単純合算しております。なお、通貨ごとの金利リスク量を計測するにあたっては、完全再評価法を採用しております。

⑥ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

⑦ 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

当金庫は、コア預金の算出に内部モデルを使用しております。コア預金については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの最大値は前期末2,261百万円から当期末935百万円と1,326百万円減少しております。

Δ NIIの最大値は前期末644百万円から当期末748百万円と104百万円増加しております。

⑨ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

●当金庫は、重要性を踏まえて日本円、米ドル、豪ドル、加ドル、ユーロを計測対象通貨とし、日本円をはじめ各国通貨のOIS金利を基にしたイールドカーブをリスクフリーレートとしております。

●割引金利間、参照金利間の相関およびリスクフリーレートに対する追随率等については考慮しておりません。

●ファンドを通じて保有するポジションの金利リスクについては、ファンド1銘柄を1債券と見做し、内包債券の通貨に応じたイールドカーブで割り引く等による簡便かつ保守的な手法により計測しております。

●当金庫の Δ EVEは自己資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準となっております。

(2) 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

① 金利ショックに関する説明

② 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点）

当金庫は、統合的リスク管理態勢の下で、金利リスクをVaRにより計量化しております。金利VaRの計測は分散共分散法を採用し、観測期間を5年、保有期間を1年、信頼区間を99.0%としております。統合的リスク管理においては、VaRで計測されるリスク量に対して警戒水準およびリスクリミットを設定し管理することで、リスクテイクをコントロールしております。また、過去のショック事例や市場環境を踏まえた先行きの見通しなど、蓋然性が高い金利変動等を想定したストレステストを定期的実施して金利リスクを計測し、自己資本の充実度評価や収益管理、経営上の判断その他の目的に活用しております。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,002	36,774
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,847	21,665
うち、利益剰余金の額	13,314	15,367
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△159	△259
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,297	1,264
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,297	1,264
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,299	38,038
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	183	154
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	183	154
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	593	558
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	777	713
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	35,522	37,325
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,369	449,115
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,381	21,273
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,750	470,389
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.56%	7.93%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号) (以下、「告示」という。)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ、信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,369	17,934	449,115	17,964
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	429,849	17,193	427,762	17,110
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	792	31	759	30
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,789	2,951	76,661	3,066
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,899	475
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	77,166	3,086	108,210	4,328
中小企業等向け及び個人向け	92,119	3,684	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	30,095	1,203
トランザクター向け	—	—	750	30
抵当権付住宅ローン	30,325	1,213	—	—
不動産取得等事業向け	110,617	4,424	—	—
不動産関連向け	—	—	145,869	5,834
自己居住用不動産等向け	—	—	80,008	3,200
賃貸用不動産向け	—	—	40,603	1,624
事業用不動産関連向け	—	—	25,257	1,010
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	8,632	345
三月以上延滞等	1,968	78	—	—
延滞等向け	—	—	12,955	518
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,755	70
取立未済手形	132	5	81	3
信用保証協会等による保証付	5,894	235	6,731	269
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	86	3	—	—
出資等のエクスポージャー	86	3	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	84	3
上記以外	36,781	1,471	35,750	1,430
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,303	332	8,053	322
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,798	311	7,528	301
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,373	294	7,303	292
上記以外のエクスポージャー	13,304	532	12,865	514
② 証券化エクスポージャー	102	4	—	—
証券化（オリジネーター）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外）	102	4	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,417	736	21,353	854
ルック・スルー方式	18,417	736	21,353	854
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V A リスク相当額をパーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ、オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	21,381	855	21,273	850
BI	—	—	14,182	—
BIC	—	—	1,701	—
ハ、単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	469,750	18,790	470,389	18,815

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 延滞等とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。

$$\text{＜令和5年度計数におけるオペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 当金庫ではマーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三 月 以 上 延 滞 エ ク ス ポ ー ジャ ー	延 滞 ス ジ ャ ー	エ ク ス ポ ー ジャ ー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引				
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度			
国内	1,131,591	1,142,846	606,582	621,402	489,453	486,052	—	—	2,679	13,164	
国外	25,222	26,120	—	—	25,131	26,026	—	—	—	—	
地域別合計	1,156,814	1,168,966	606,582	621,402	514,584	512,078	—	—	2,679	13,164	
製造業	20,000	25,357	18,517	16,727	1,470	8,598	—	—	50	575	
農業、林業	356	350	356	350	—	—	—	—	10	18	
漁業	7	10	7	10	—	—	—	—	6	4	
鉱業、採石業、砂利採取業	230	137	230	137	—	—	—	—	70	61	
建設業	65,188	67,985	63,963	64,985	1,190	2,959	—	—	185	1,219	
電気・ガス・熱供給・水道業	8,367	10,000	1,048	981	7,299	8,992	—	—	—	35	
情報通信業	2,765	2,558	1,019	1,015	1,740	1,540	—	—	0	0	
運輸業、郵便業	17,055	17,226	16,189	15,870	856	1,344	—	—	7	88	
卸売業、小売業	50,399	53,133	47,096	48,886	3,273	4,213	—	—	365	2,288	
金融業、保険業	432,549	402,121	22,127	26,965	404,592	369,103	—	—	0	—	
不動産業	141,256	142,011	136,635	136,013	4,536	5,906	—	—	813	2,794	
物品賃貸業	3,799	5,451	3,799	5,450	—	—	—	—	21	0	
学術研究、専門・技術サービス業	1,054	1,028	1,054	1,027	—	—	—	—	0	0	
宿泊業	1,839	1,945	1,839	1,944	—	—	—	—	26	34	
飲食業	6,487	6,702	6,481	6,696	—	—	—	—	175	705	
生活関連サービス業、娯楽業	5,562	5,837	5,557	5,831	3	3	—	—	13	348	
教育、学習支援業	1,742	1,486	1,740	1,485	—	—	—	—	0	3	
医療、福祉	12,389	12,052	12,363	12,026	—	—	—	—	250	1,056	
その他のサービス	23,362	25,376	23,135	24,916	214	445	—	—	191	1,572	
国・地方公共団体等	128,480	149,346	38,914	40,226	89,392	108,960	—	—	—	—	
個人	204,671	210,025	204,499	209,844	—	—	—	—	490	2,358	
その他	29,235	28,809	—	—	13	11	—	—	—	—	
業種別合計	1,156,814	1,168,966	606,582	621,402	514,584	512,078	—	—	2,679	13,164	
1年以下	247,051	204,642	107,711	114,712	138,138	88,462	—	—			
1年超3年以下	201,770	206,766	120,080	118,136	81,690	88,630	—	—			
3年超5年以下	112,106	120,672	78,215	78,001	33,891	42,670	—	—			
5年超7年以下	87,559	85,220	60,578	55,727	26,981	29,493	—	—			
7年超10年以下	132,116	203,955	64,314	70,363	67,802	133,592	—	—			
10年超	290,967	290,451	175,683	179,318	115,284	111,133	—	—			
期間の定めのないもの	85,240	57,259	—	5,143	50,794	18,096	—	—			
残存期間別合計	1,156,814	1,168,966	606,582	621,402	514,584	512,078	—	—			

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	103	115	115	96	0	0	102	115	115	96	73	16
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	—	—	—	0	—	2	—	—	—	0	0
建設業	505	466	466	432	6	3	498	463	466	432	24	35
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
運輸業、郵便業	14	11	11	5	5	0	9	10	11	5	3	7
卸売業、小売業	353	226	226	189	74	1	279	224	226	189	273	28
金融業、保険業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
不動産業	536	444	444	178	1	56	534	388	444	178	14	7
物品賃貸業	0	14	14	—	—	14	0	—	14	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	5
宿泊業	50	33	33	3	—	—	50	33	33	3	—	—
飲食業	148	89	89	53	31	7	116	81	89	53	72	10
生活関連サービス業、娯楽業	18	10	10	6	5	—	12	10	10	6	17	—
教育、学習支援業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
医療、福祉	153	332	332	218	—	—	153	332	332	218	—	—
その他のサービス	29	20	20	30	1	—	27	20	20	30	2	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	52	60	60	37	2	2	49	57	60	37	6	—
合計	1,971	1,828	1,828	1,259	129	86	1,841	1,742	1,828	1,259	489	115

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
令和6年度						
現金	12,603	—	12,603	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	62,077	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,573	500	92,573	50	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	107	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	708	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,876	—	1,876	—	130	7%
我が国の政府関係機関向け	8,468	—	8,468	—	759	9%
地方三公社向け	900	700	900	70	40	4%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	367,561	—	367,561	—	76,661	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,759	—	45,759	—	11,899	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	140,107	11,681	134,785	1,694	108,210	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,599	75,124	57,976	2,649	30,095	50%
トランザクター向け	—	63,550	—	1,983	750	38%
不動産関連向け	251,675	—	250,700	—	145,869	58%
自己居住用不動産等向け	171,974	—	171,590	—	80,008	47%
賃貸用不動産向け	55,015	—	54,491	—	40,603	75%
事業用不動産関連向け	24,686	—	24,618	—	25,257	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	—	8,632	—	8,632	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,744	872	9,686	86	12,955	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,075	—	2,075	—	1,755	85%
取立未済手形	407	—	407	—	81	20%
信用保証協会等による保証付	113,413	110	112,957	11	6,731	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4	10%
株式等	84	—	84	—	84	100%
合計					392,012	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	
	令和6年度																
現金	12,603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,468	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	328,250	—	31,495	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,463	—	27,480	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	7,820	—	—	—	—	—	—	—	—	20,749	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	10,344	5,930	28,209	76	3,662	15	19,242	54	8,570	33,460	—	5,267	56	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	10,344	5,930	21,635	76	—	15	19,242	—	—	33,460	—	—	56	—
貸付用不動産向け	—	—	—	—	—	6,574	—	3,662	—	—	54	8,570	—	—	5,267	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	45,658	67,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,778	77,700	—	347,794	5,930	59,705	76	3,662	15	19,242	54	10,553	55,349	—	5,267	56	—

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和6年度																
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,603
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,077
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,623
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	708
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,876
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,468
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	970
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	—	367,561
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	—	45,759
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	1,103	—	59,682	—	—	47,123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	136,479
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	52,297	—	—	—	—	6,344	—	—	—	—	—	—	—	—	—	60,626
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983
不動産関連向け	82,074	9,645	—	—	1,463	96	—	22,988	18,086	—	—	1,454	—	—	—	—	250,700
自己居住用不動産等向け	77,627	3,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171,590
貸付用不動産向け	—	6,444	—	—	—	96	—	22,988	—	—	—	833	—	—	—	—	54,491
事業用不動産関連向け	4,446	—	—	—	1,463	—	—	—	18,086	—	—	621	—	—	—	—	24,618
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,632	—	—	—	—	8,632
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	703	—	—	—	—	7,928	—	—	—	—	9,773
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	2,075	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,075
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	407
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112,968
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	—	—	—	84
合計	82,074	63,046	—	59,682	1,463	96	56,247	22,988	18,086	—	—	25,831	84	—	—	—	1,128,790

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	233,818
10%	—	70,490
20%	60,685	370,319
35%	—	79,413
50%	13,336	1,268
75%	—	114,453
100%	7,897	196,537
150%	—	624
200%	—	—
250%	—	7,969
1250%	—	—
その他	—	—
合計	1,156,814	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	766,083	8,911	10.732%	766,093
40%～70%	146,187	58,591	9.999%	147,394
75%	43,019	8,835	10.953%	40,865
80%	—	—	—	—
85%	59,107	1,904	11.724%	57,068
90%～100%	52,199	10,637	16.627%	50,541
105%～130%	41,166	—	—	41,071
150%	25,814	109	9.999%	25,671
250%	84	—	—	84
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,133,662	88,989	10.997%	1,128,790

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を実案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額をCCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,624	8,866	62,598	64,116	—	—

- (注) 当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）
該当ありません。

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	300	—	—	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	300	—	—	—	4	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	300	—	—	—	4	—	—	—

（注） 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価等

（単位：百万円）

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	53	53	42	42
非上場株式等	5,289	—	5,286	—
合計	5,343	53	5,329	42

（注） 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	33	0
売却損	1	2
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	5	△5

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式	28,567	21,221
合計	28,567	21,221

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	702	767	748	644
2	下方パラレルシフト	935	2,261	0	0
3	スティープ化	354	386		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	935	2,261	748	644
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	37,325		35,522	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「自己資本の充実の状況等について」に記載しております。

II. 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,134	36,907
うち、出資金及び資本剰余金の額	21,846	21,665
うち、利益剰余金の額	13,447	15,501
うち、外部流出予定額 (△)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	△159	△259
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,297	1,264
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,297	1,264
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,432	38,172
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	183	154
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	183	154
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	593	558
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	777	713
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	35,655	37,458
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	448,338	449,086
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	21,645	21,370
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	469,984	470,457
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	7.58%	7.96%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号) (以下、「告示」という。))」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計	448,338	17,933	449,086	17,963
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	429,819	17,192	427,733	17,109
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	130	5	130	5
我が国の政府関係機関向け	792	31	759	30
地方三公社向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	73,789	2,951	76,661	3,066
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	11,899	475
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	77,166	3,086	108,210	4,328
中小企業等向け及び個人向け	92,119	3,684	—	—
中堅中小企業向け及び個人向け	—	—	30,095	1,203
トランザクター向け	—	—	750	30
抵当権付住宅ローン	30,325	1,213	—	—
不動産取得等事業向け	110,617	4,424	—	—
不動産関連向け	—	—	145,869	5,834
自己居住用不動産等向け	—	—	80,008	3,200
賃貸用不動産向け	—	—	40,603	1,624
事業用不動産関連向け	—	—	25,257	1,010
その他不動産関連向け	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	8,632	345
三月以上延滞等	1,968	78	—	—
延滞等向け	—	—	12,955	518
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	1,755	70
取立未済手形	132	5	81	3
信用保証協会等による保証付	5,894	235	6,731	269
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	4	0	4	0
出資等	76	3	—	—
出資等のエクスポージャー	76	3	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	74	2
上記以外	36,760	1,470	35,730	1,429
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	8,303	332	8,053	322
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	7,778	311	7,508	300
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	7,373	294	7,303	292
上記以外のエクスポージャー	13,304	532	12,866	514
② 証券化エクスポージャー	102	4	—	—
証券化 (オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化 (オリジネーター以外)	102	4	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	18,417	736	21,353	854
ルック・スルー方式	18,417	736	21,353	854
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ C V A リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額	21,645	865	21,370	854
BI	—	—	14,247	—
BIC	—	—	1,709	—
ハ. 連結リスクアセットの合計額及び連結所要自己資本額 (イ+ロ)	469,984	18,799	470,457	18,818

- (注) 1. 所要自己資本額 = リスク・アセット等 × 4 %
 2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 延滞等とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和5年度計数）。

$$\frac{\text{＜令和5年度計数におけるオペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法＞}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

6. 当金庫ではマーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。

8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引				債券		デリバティブ取引			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度		
国内	1,131,581	1,142,837	606,582	621,402	489,443	486,042	—	—	2,679	13,164
国外	25,222	26,120	—	—	25,131	26,026	—	—	—	—
地域別合計	1,156,803	1,168,957	606,582	621,402	514,574	512,068	—	—	2,679	13,164
製造業	20,000	25,357	18,517	16,727	1,470	8,598	—	—	50	575
農業、林業	356	350	356	350	—	—	—	—	10	18
漁業	7	10	7	10	—	—	—	—	6	4
鉱業、採石業、砂利採取業	230	137	230	137	—	—	—	—	70	61
建設業	65,188	67,985	63,963	64,985	1,190	2,959	—	—	185	1,219
電気・ガス・熱供給・水道業	8,367	10,000	1,048	981	7,299	8,992	—	—	—	35
情報通信業	2,765	2,558	1,019	1,015	1,740	1,540	—	—	0	0
運輸業、郵便業	17,055	17,226	16,189	15,870	856	1,344	—	—	7	88
卸売業、小売業	50,399	53,133	47,096	48,886	3,273	4,213	—	—	365	2,288
金融業、保険業	432,549	402,121	22,127	26,965	404,592	369,103	—	—	0	—
不動産業	141,256	142,011	136,635	136,013	4,536	5,906	—	—	813	2,794
物品賃貸業	3,799	5,451	3,799	5,450	—	—	—	—	21	0
学術研究、専門・技術サービス業	1,054	1,028	1,054	1,027	—	—	—	—	0	0
宿泊業	1,839	1,945	1,839	1,944	—	—	—	—	26	34
飲食業	6,487	6,702	6,481	6,696	—	—	—	—	175	705
生活関連サービス業、娯楽業	5,562	5,837	5,557	5,831	3	3	—	—	13	348
教育、学習支援業	1,742	1,486	1,740	1,485	—	—	—	—	0	3
医療、福祉	12,389	12,052	12,363	12,026	—	—	—	—	250	1,056
その他のサービス	23,352	25,366	23,135	24,916	204	435	—	—	191	1,572
国・地方公共団体等	128,480	149,346	38,914	40,226	89,392	108,960	—	—	—	—
個人	204,671	210,025	204,499	209,844	—	—	—	—	490	2,358
その他	29,235	28,809	—	—	13	11	—	—	—	—
業種別合計	1,156,803	1,168,957	606,582	621,402	514,574	512,068	—	—	2,679	13,164
1年以下	247,051	204,642	107,711	114,712	138,138	88,462	—	—	—	—
1年超3年以下	201,770	206,766	120,080	118,136	81,690	88,630	—	—	—	—
3年超5年以下	112,106	120,672	78,215	78,001	33,891	42,670	—	—	—	—
5年超7年以下	87,559	85,220	60,578	55,727	26,981	29,493	—	—	—	—
7年超10年以下	132,116	203,955	64,314	70,363	67,802	133,592	—	—	—	—
10年超	290,967	290,451	175,683	179,318	115,284	111,133	—	—	—	—
期間の定めのないもの	85,230	57,249	—	5,143	50,784	18,086	—	—	—	—
残存期間別合計	1,156,803	1,168,957	606,582	621,402	514,574	512,068	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
48ページに同じ。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	5年度	6年度	5年度	6年度	目的使用		その他		5年度	6年度	5年度	6年度
製造業	103	115	115	96	0	0	102	115	115	96	73	16
農業、林業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
漁業	0	0	0	—	—	—	0	0	0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2	—	—	—	0	—	2	—	—	—	0	0
建設業	505	466	466	432	6	3	498	463	466	432	24	35
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
運輸業、郵便業	14	11	11	5	5	0	9	10	11	5	3	7
卸売業、小売業	353	226	226	189	74	1	279	224	226	189	273	28
金融業、保険業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
不動産業	536	444	444	178	1	56	534	388	444	178	14	7
物品賃貸業	0	14	14	—	—	14	0	—	14	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	5
宿泊業	50	33	33	3	—	—	50	33	33	3	—	—
飲食業	148	89	89	53	31	7	116	81	89	53	72	10
生活関連サービス業、娯楽業	18	10	10	6	5	—	12	10	10	6	17	—
教育、学習支援業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
医療、福祉	153	332	332	218	—	—	153	332	332	218	—	—
その他のサービス	29	20	20	30	1	—	27	20	20	30	2	1
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	52	60	60	37	2	2	49	57	60	37	6	—
合計	1,971	1,828	1,828	1,259	129	86	1,841	1,742	1,828	1,259	489	115

- (注) 1. 当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(連結)

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
令和6年度						
現金	12,603	—	12,603	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	62,077	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,573	500	92,573	50	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	107	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	708	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,876	—	1,876	—	130	7%
我が国の政府関係機関向け	8,468	—	8,468	—	759	9%
地方三公社向け	900	700	900	70	40	4%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	367,561	—	367,561	—	76,661	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	45,759	—	45,759	—	11,899	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	140,107	11,681	134,785	1,694	108,210	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	60,599	75,124	57,976	2,649	30,095	50%
トランザクター向け	—	63,550	—	1,983	750	38%
不動産関連向け	251,675	—	250,700	—	145,869	58%
自己居住用不動産等向け	171,974	—	171,590	—	80,008	47%
賃貸用不動産向け	55,015	—	54,491	—	40,603	75%
事業用不動産関連向け	24,686	—	24,618	—	25,257	103%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	8,632	—	8,632	—	8,632	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,744	872	9,686	86	12,955	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,075	—	2,075	—	1,755	85%
取立未済手形	407	—	407	—	81	20%
信用保証協会等による保証付	113,413	110	112,957	11	6,731	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	44	—	44	—	4	10%
株式等	74	—	74	—	74	100%
合計					392,002	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
 2. 「CCF」とは、オフバランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウエイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	12,603	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	62,077	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	92,623	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	107	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	708	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,876	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	8,468	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	970	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	328,250	—	31,495	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	10,463	—	27,480	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	7,820	—	—	—	—	—	—	—	—	20,749	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	10,344	5,930	28,209	76	3,662	15	19,242	54	8,570	33,460	—	5,267	56
自己居住用不動産等向け	—	—	—	10,344	5,930	21,635	76	—	15	19,242	—	—	33,460	—	—	56
貸貸用不動産向け	—	—	—	—	—	6,574	—	3,662	—	—	54	8,570	—	—	5,267	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,140	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	407	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	45,658	67,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,778	77,700	—	347,794	5,930	59,705	76	3,662	15	19,242	54	10,553	55,349	—	5,267	56

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12,603
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62,077
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92,623
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	107
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	708
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,876
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,468
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	970
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	367,561
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,815	—	—	—	45,759
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	1,103	—	59,682	—	—	47,123	—	—	—	—	—	—	—	—	136,479
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	52,297	—	—	—	—	6,344	—	—	—	—	—	—	—	—	60,626
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,983
不動産関連向け	82,074	9,645	—	—	1,463	96	22,988	18,086	—	—	—	1,454	—	—	—	250,700
自己居住用不動産等向け	77,627	3,201	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	171,590
貸貸用不動産向け	—	6,444	—	—	—	96	22,988	—	—	—	—	833	—	—	—	54,491
事業用不動産関連向け	4,446	—	—	—	1,463	—	—	—	18,086	—	—	621	—	—	—	24,618
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,632	—	—	—	8,632
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	703	—	—	—	—	—	7,928	—	—	—	9,773
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	2,075	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,075
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	407
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	112,968
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74	—	74
合計	82,074	63,046	—	59,682	1,463	96	56,247	22,988	18,086	—	—	25,831	74	—	—	1,128,780

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	233,818
10%	—	70,490
20%	60,685	370,319
35%	—	79,413
50%	13,336	1,268
75%	—	114,453
100%	7,897	196,539
150%	—	624
200%	—	—
250%	—	7,956
1250%	—	—
その他	—	—
合計	1,156,803	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	766,083	8,911	10.732%	766,093
40%～70%	146,187	58,591	9.999%	147,394
75%	43,019	8,835	10.953%	40,865
80%	—	—	—	—
85%	59,107	1,904	11.724%	57,068
90%～100%	52,199	10,637	16.627%	50,541
105%～130%	41,166	—	—	41,071
150%	25,814	109	9.999%	25,671
250%	74	—	—	74
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,133,652	88,989	10.997%	1,128,780

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額をCCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・ デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用 されたエクスポージャー	3,624	8,866	62,598	64,116	—	—

- (注) 当金庫グループは適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	300	—	—	—
(i) 銀行勘定貸	300	—	—	—
(ii) 住宅ローン	—	—	—	—
(iii) 自動車ローン	—	—	—	—

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～50%未満	300	—	—	—	4	—	—	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	300	—	—	—	4	—	—	—

（注）所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額および時価等

(単位：百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	53	53	42	42
非上場株式等	5,279	—	5,276	—
合 計	5,333	53	5,319	42

- (注) 1. 取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式等は、上場株式等に計上しております。
2. その他資産勘定等に出資として計上している非上場の出資は非上場株式等を含めて計上しております。
3. 非上場株式等の時価は時価の把握できる銘柄のみ記載しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	33	0
売却損	1	2
償却	—	—

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	5	△5

ニ. 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益額

該当ありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式	28,567	21,221
合計	28,567	21,221

(注) 「ルック・スルー方式」とは、ファンドの裏付資産となる資産等のエクスポージャーをあたかも直接保有しているかのようにリスク・ウェイトを算出する方式のこと。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	702	767	748	644
2	下方パラレルシフト	935	2,261	0	0
3	スティープ化	354	386		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	935	2,261	748	644
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	37,458		35,655	

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「自己資本の充実の状況等について」に記載しております。
 2. 当金庫においては、連結子会社の資産・負債に係る重要性を踏まえ、単体と同様のリスク量となっております。

退職給付会計に関する事項

1. 退職給付制度の概要

- (1) 退職金規程に基づく「退職一時金制度」
- (2) 厚生年金保険法に基づく「全国信用金庫厚生年金基金」に加入

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和5年度	令和6年度
退職給付債務 (A)	3,940,273	3,895,748
年金資産 (B)	3,791,228	3,611,289
前払年金費用 (C)	—	—
未認識過去勤務費用 (D)	△ 432,448	△ 378,392
未認識数理計算上の差異 (E)	287,129	499,859
その他（会計基準変更時差異の未処理額） (F)	—	—
退職給付引当金（A - B - C - D - E - F）	294,363	162,991

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

区 分	金 額	
	令和5年度	令和6年度
勤務費用 (A)	285,527	272,981
利息費用 (B)	20,686	19,384
期待運用収益 (C)	△ 69,361	△ 75,824
過去勤務費用の費用処理額 (D)	△ 54,056	△ 54,056
数理計算上の差異の費用処理額 (E)	74,809	55,788
会計基準変更時差異の費用処理額 (F)	—	—
その他（臨時に支払った割増退職金等） (G)	—	—
退職給付費用（A + B + C + D + E + F + G）	257,606	218,274

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区 分	摘 要	
	令和5年度	令和6年度
(1) 割引率	0.10%～1.86%	0.10%～1.86%
(2) 長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
(3) 退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準（平均ポイント比例）	
(4) 過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	—	

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	120百万円

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」120百万円となっております。
なお、賞与はありません。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
具体的には、株式会社ちばしんビジネスサービスが該当します。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。



発行 2025年7月
編集 千葉信用金庫 総合企画部
〒260-0013
千葉市中央区中央2丁目4番1号
TEL 043-225-1111 (代)



このディスクロージャー誌は、適切に管理されたFSC®認証
林およびその他の管理された供給源からの原材料で作ら
れています。また、印刷には揮発性有機化合物の発生を抑
える植物性インキを使用しています。

 **千葉信用金庫**
CHIBA SHINKIN BANK
<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>

